
平成28年第6回大和町議会定例会会議録

平成28年12月5日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産 業 振 興 課 長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上 下 水 道 課 長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教 育 総 務 課 長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生 涯 学 習 課 長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
議事庶務係長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議長 (馬場久雄君)

それでは、皆さんおはようございます。

定刻前ではありますが、会議に先立ちましてお祝いのご報告を申し上げます。

去る11月2日、2016年秋の褒章受章者が発表され、平渡高志議員が長年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与されたご功績に対し、藍綬褒章を受章されました。

また、11月3日、町長から自治功労として堀籠英雄議員が表彰を受けられましたのでご紹介いたしますとともに、私議長が議会を代表しお祝いの言葉を申し述べます。

本日、平成28年12月の定例会の開会を迎え議員各位のご臨席のもとに、このたび藍綬褒章を受章いたしました平渡高志議員並びに町政功労者として表彰されました堀籠英雄議員に対し、議会を代表いたしまして一言お祝いの言葉を申し上げます。

平渡議員におかれましては、多年にわたり消防団員、そして団長として消防精神の涵養に努めるとともに災害の予防・防御に尽力し、地域社会の安全に大きく寄与したご功績に対し、藍綬褒章の荣誉に浴されたのであります。

また、堀籠議員におかれましては、長年にわたり町議会議員として在職され、豊かな識見と、とうとい経験、そして卓越した手腕をもって地方自治の発展に貢献されました。そのご功績に対しての表彰に浴されたのであります。このことは、本人はもとより、議会の名誉でもあります。ここに、町政発展と住民福祉の向上に寄与されましたご功績に対しまして、衷心より敬意と祝意を申し上げるものであります。

受賞者されましたお二人におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限らない進展のためにご活躍されますよう心からご祈念を申し上げ、簡単ではありますが、お祝いの言葉といたします。

おめでとうございます。

ここで、受賞されましたお二方を代表して、堀籠議員より御礼のご挨拶があります。

13番 (堀籠英雄君)

それでは、受賞者を代表いたしまして御礼の言葉を申し上げます。

ただいま馬場議長様より身に余るお祝いの言葉をいただき、大変にありがとうございます。ありがとうございました。

私は町より自治功労の町政功労賞、そして、平渡議員は総務省より消防功績の藍綬

褒章を受章いたしました。これもひとえに議員の皆さん、町長を初めとする執行部職員の皆様のご支援のたまものと深く感謝いたしておるところでございます。今回の受賞を契機といたしまして、私たちは議会改革、そしてまちづくりに一層努力精進してまいり所存でございます。

結びに、議員の皆様、執行部の皆様のご健勝と大和町の限りないご発展をご祈念いたし御礼の言葉といたします。

本日はまことにありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で受賞者の紹介を終わります。大変おめでとうございます。

午前9時33分 開会

議 長 （馬場久雄君）

それでは、ただいまから平成28年第6回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番馬場良勝君及び5番梶田雅之君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月8日までの4日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷して議員のお手元に配付しているとおりでございます。ご了承いただきます。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第6回大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第6回大和町議会定例会が開会され、平成28年度各種会計補正予算を初め、提出議案をご審議いただくに当たりまして、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、ただいま馬場議長からご披露がありましたが、去る11月3日に消防団員として長年にわたり消防防災活動に献身的なご努力をいただき、町民の生命・身体・財産を災害から守られ、消防の発展に大きく寄与されたご功績により藍綬褒章受章の栄に浴されました平渡高志議員、また、同日開催いたしました大和町表彰式におきまして、長年の地方自治振興発展に寄与されたご功績により表彰を申し上げます堀籠英雄議員に対しまして、改めまして町民を代表いたしまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます次第でございます。本当におめでとうございました。

次に、県の放射能濃度再測定の結果、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理方法につきましては、去る11月22日に開催いたしました全員協議会におきまして宮城県から説明があったところであります。また、今月末には市町村長会議が再度開会される予定となっておりますが、県内の他市町村の動向も注視しながら情報収集に努めるとともに、指定廃棄物最終処分場建設とは全く別の問題として対処してまいりますので、議員の皆様方のご協力をお願いいたします。

次に、平成29年度予算編成についてであります。現在各課において予算案の積算と予算要求見積書の取りまとめを行っており、先月7日からは主要事業のヒアリングを実施したところであり、今月9日からは予算要求内容の財政課のヒアリング、調整等を行う予定としております。

国におきましては、8月に平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議決定されたところでございます。この中で国は「経済財政運営と改革の基本方針2016」の方針で示されました経済財政再生計画枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除して予算の中身を大胆に重点化するとしております。

町の予算編成の取り組みといたしましては、平成29年度から平成31年度までの中期財政見通しを作成し、その見通しに立って、財源が限定される厳しい財政状況を踏まえ、既存事業、新規事業を問わず、実効性のある事業のPDCAサイクルの確認とスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しをそれぞれの担当部署において事業ごとに実施し、事業の目的達成のために何が最善の方法であるか、最小の経費投入で最大の効果を生む方法であるか、到達の度合いはどの段階にあるか、特に補助制度の活用はしっかり示されているか等、十分吟味し、政策的に実施する事業はその必要性と効果を改めて検証し、重要事業、主要事業の順に骨格を定め、その後に経常経費等の積み上げにより編成を行うことにいたしております。

なお、中期財政見通しでは、扶助費において子育て支援等から本年度に加えての増が見込まれること、投資的経費においては、大型事業が本年度において完了などの区切りを迎えることとなりますが、第4次総合計画の見直しにより、新たな取り組みが必要になるなど、一般財源需要の増加が見込まれることから、各種特定財源の活用による事業実施や、事業の厳選、優先順位を定めて計画検討を行うよう指示したところであります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第80号につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものとされましたことから、関係条例を制定し、大和町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、委員の報酬額を改正するために、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第81号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公

選制から町長の選任制に変更されたことにより、大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の字句の削除を行いますとともに、共通投票所制度が創設されたことによる字句の追加をするものでございます。

議案第82号は、平成28年8月の人事院勧告に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改正するために、大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第83号は、同じく平成28年8月の人事院勧告による給与等改正に準じ、行政職給料表、期末手当の支給割合及び配偶者等に係る扶養手当額について改正するために大和町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第84号から議案第91号までの補正予算関係についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、3億4,602万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を118億9,866万9,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費の総務管理費は、マイナンバー制度の施行に係ります関係条例の改正案作成のために要する経費70万2,000円、南部コミュニティセンター案内標識の新設等に要します費用539万1,000円を追加するとともに、吉田コミュニティセンター屋根修繕工事、庁舎等除雪機購入に係ります契約差金を減額計上しております。

民生費の社会福祉費は、人件費に係ります国民健康保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰り出しのほか、国民年金事務費等交付金の超過交付分の返還金を追加し、宮城県後期高齢者医療広域連合への特別負担金220万6,000円を追加し、介護保険事業勘定特別会計への繰出金を追加し、障害者自立支援給付金費においては、給付費6,303万3,000円を追加措置し、臨時福祉給付事業の事業並びに事務に要します7,276万7,000円を追加するものであります。

児童福祉費は、あんしん子育て医療費助成の給付の見込みにより550万円を追加し、未熟児養育医療給付事業費は170万2,000円を、幼稚園就園奨励教育振興費では3,327万3,000円をそれぞれ追加し、保育所管理費では124万3,000円を減額、私立保育園運営費では900万8,000円を減額し、児童館管理費では杜の丘児童館の開設準備に要する経費89万3,000円を、もみじヶ丘児童館費では現在のもみじヶ丘出張所のスペースを児童館の保育室に改修する業務に要する経費76万1,000円をそれぞれ追加措置するものであります。

衛生費は、水道事業会計への繰出金4,286万8,000円と、戸別合併処理浄化槽特別会

計への繰り出しを追加措置いたすものであり、農林水産業費は、町民研修センター大ホールの照明器具の修繕費を追加し、農業振興地域整備促進事業費は実績により40万6,000円を減額、農地中間管理事業は農地バンク利用者への補助金216万9,000円を追加し、水田農業対策事業費では実績により98万3,000円を減額するものであります。

商工費につきましては、自己破産申請申し立ての準備に入りました企業に係ります用地取得助成金3,300万円を減額するほか、アサヒナサブローの商標登録と四十八滝運動公園の修繕に要します経費31万円を追加するものでございます。

土木費は、道路橋梁費では、町道の管理用合材の購入に要する経費54万5,000円を追加し、都市計画総務費では下水道事業特別会計への操出金55万1,000円を減額措置するものであります。

教育費では、教育総務費でハイブリッド公用車のバッテリー交換に要する経費を、小学校費では委託料の減額と普通学級及び特別支援学級のクラス増加に伴う備品購入費の追加分を相殺して181万7,000円を追加し、小学校維持管理費では体に障害を持ちます児童に対応いたします階段昇降車等の購入費用105万3,000円を追加し、小学校建設費では吉岡小学校耐力度調査の契約差金577万8,000円を減額するものであります。中学校建設費につきましては、土地の分筆登記手数料、宮床中学校大規模改修工事の全工事一括内定に伴います工事請負費、施工監理業務委託料等合わせまして1億2,470万8,000円を追加するものであります。社会教育費では、教育ふれあいセンターのインターホンの修繕に要する経費を追加し、地域協働活動推進に係ります経費、青年団の全国青年大会出場に係る助成金と図書室の運営に係ります賃金を追加し、まほろばホールの中央監視システムの改修工事の契約差金を減額し、加えまして大ホールの照明設備等の修繕費用を追加するものであります。保健体育費におきましては、総合体育館管理棟の空調エアコン設備の修繕とダイナヒルズテニスコートの防風ネットの修繕料を追加計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費として8月16日から9月1日までの暴風雨及び豪雨により被害を受けました農道高山8号線の復旧工事に要する経費及び農業用施設等小災害復旧事業費、合わせまして1,999万9,000円を追加し、公債費につきましては、元金の不足金33万7,000円を追加するものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしまして、町税の個人町民税で1億円、国・県支出金1億3,635万4,000円、繰入金5億3,460万8,000円、繰越金1億80万2,000円ほかをもって充てることといたしております。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険事業勘定特別会計は、一般被

保険者療養給付費給付金の追加と国庫負担金の精算償還金を、介護保険事業勘定特別会計は、介護サービス費の給付費の増加のほか、システム改修に要する経費の追加を見込んだもの、後期高齢者医療特別会計は還付金を追加し、下水道事業特別会計では、下水道本管の清掃に要する経費、吉田川流域下水道建設負担金を追加し、戸別合併処理浄化槽特別会計は、浄化槽の設置工事費の追加措置を行っております。

水道事業会計は、収益的支出では固定資産の減価償却費を追加し、資本的支出では国庫補助金の消費税相当額の返還金を措置したものであります。

これら以外に人事院勧告に準じました給与等の改正によります給与関係の経費の調整額を各会計科目に措置いたしております。

続きまして、議案第92号につきましては、大和町認知症高齢者グループホームのほか、デイサービスセンター2施設の指定管理者の指定期間が、平成29年3月31日で満了するため、平成29年4月1日から指定管理者の更新を行おうとするものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。今会期中に人事案件に係る議案を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。何とぞ慎重にご審議をいただきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始します。

自転車の飲酒運転について。

9月4日、また飲酒運転が発生した。今回は、管理職で自転車によるものであった。この管理職は、9月1日、全体朝礼において飲酒運転撲滅宣言を朗読している。また、地域の方に注意されたにもかかわらず、上記行為を行った。以下について町長に伺う。

1、管理職が注意された後、また、3日前に飲酒運転撲滅宣言を朗読しているにも

かかわらず飲酒運転をした行為をどう受けとめるのか。

2、今後、管理職として課員に指導できるのか。

3、以前、下水道の賦課漏れの事案では、不正に気づき貢献した担当課長が戒告で、今回は明らかに法令違反で町長が日ごろ話している「公務員は法令遵守が当たり前」に抵触するが処分は訓告であった。公平性において問題あるのでは。また、「飲酒運転は重大犯罪」、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」と町は町民の皆様に宣言しているが、裏切りではないか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、お答えしたいと思います。ただいまの議員のご質問につきましては、本年の9月16日の大和町議会決算特別委員会開会前に議員各位にご報告をさせていただいておきまして、その後、10月22日に新聞報道がなされたものでございます。

1 要旨目でございますが、その記事にもございますとおり、信頼回復に向けて役場を挙げて取り組んでいる中で起きた今回の件については、大変残念に思っており、今後一層気を引き締めて綱紀粛正の徹底に努めてまいりたいと思っております。

次に、当該職員は訓告とし、文書による厳重注意を申し渡す際にも気を引き締め管理職として課の掌握と指導に当たるよう言い渡しております。今後も町の幹部職員として重責を果たせるよう監督してまいります。

次に、処分の公平性についてでございますが、分限懲戒委員会におきまして懲戒処分を行うに当たりましては、職務遂行上であるか否か、相手方への損害の有無と、さまざまな事情を勘案しまして、さらには顧問弁護士の助言も参考に処分量定を決定しており、適正な判断であったと認識しております。

議員ご質問のとおり、さまざまなご意見を町民の皆様はお持ちであろうかと思えます。法令遵守は当然のこととして、繰り返しになりますが職員皆が一層気を引き締めて綱紀粛正の徹底に努め、町民福祉の向上を旗印に職務に誠心誠意取り組みことによりまして、今年度当初からの不祥事により失った信頼を回復してまいりたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長より答弁ありましたけれども、余りにも抽象的な答弁でしたので一個一個詰めていこうと思っています。

まず、1点目ですけれども、せっかく町で飲酒運転撲滅宣言ということを朝礼で朗読していて、しかも、その当事者が3日前に朗読していたというのに起きた行為をどのように思われていますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このことにつきましては、先ほど抽象的というお話でございましたけれども、非常に残念なことであったというふうに思っております。町としましてそういった不祥事に対してみんなで取り組んでそういったことが起こらないようにしていこうとして朝礼のときにそういった宣言もしておるところでございますが、そういった中であったということ、非常に残念であるということでございます。

今後こういったことがないように、なおしっかり指導してまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

新聞報道では、自転車が車両でないという認識のもと行ったとありますが、注意されたときには車両であると気がつくべきと思いますが、その行為がなく同じ行為を繰り返したことは、そこでは車両と認識があったと思いますけれども、それが処分には反映していないと私は思いますが、どう思われますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

飲酒運転、自転車であっても車両ということではもちろんあります。その段階でそういった認識がなかったということについては、勉強不足といいますか、認識不足であったと思います。したがって、そのことを現在はいっしょに改めてやっているところでございますので、今後絶対ないと、あつてはならないことですし、そういった認識をみんなで再確認をしたと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

済みません。私、聞き方が悪かったと思います。

注意された後にこれは車両であるという認識が生まれると私は思うんですが、それでも行った行為は、認識したのにとということだと思います。注意されたというのは認識すべきこと、それをせずにまた同じ行為を繰り返したということは、認識があつての行為だと思いますが、どう思われますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その段階で、注意された段階で認識はしたということだと思います。そのとききちつと対応して乗るべきではなかったというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

それと、認識がないからそれを守ることができなかった。もちろん、そうかと思えます。ただし、公務員の方々、法を執行する側ですよね。そういう方々が私知らなかったからそれはちょっとということではちょっと町民は納得できない。知っているものは執行するけれども、知らないものは執行しないという形になりかねないと思いま

すが、町長どう思いますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公務員に限らず法とか、そういったものをしっかり守らなければいけない。そして、公務員は模範とならないといけないと思っております。

そういった中で、最初に認識がなかったということについては、非常に勉強不足であり、残念なことでありますけれども、認識した段階できちっとそのことは対処すべきであったと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

答弁書の中に何カ所か気を引き締めて、例えば、気を引き締め管理職として課の掌握云々とあります。本人にしてみればいつも気を引き締めてやっているのに何を気を引き締めてやるんだろうなという疑問を持つんじゃないかなと、ですから具体的にあなたのこういうところがこうすべきだからという指導がないと指導された者としては今後どういうふうにしたらいいのかわからない。指導のあり方は具体的に指摘した上で指導しなければ効果はない。こういう指導の仕方ではいつも気を引き締めてやっていますからこれ以上どうしようというんでしょうかねという疑問に持つと思いますが、具体的にもし指導した方法があったならばお聞かせいただきたいんです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

気を引き締めるということはもちろんですが、その段階で指導するときにはもちろん具体的に、今回の場合ですと、自転車の飲酒運転という事実でございますので、そういったことについては当然あってはならないことだということ、当たり前の話です

けれども、それを繰り返してお話をするということですね。その都度具体のものはもちろんやっているわけでございます。ですから、今回につきましても飲酒運転ということ、車であれ自転車であれ、そういったことがあってはならないという指導はきちっとやっております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
管理職として課員に指導できるかということで、そういった指導されたということで答弁あったけれども、これは課長側のことであって、ではそこに在籍している課員の心情としては全く触れていませんけれども、町長はその課員の気持ちになったら果たしてこの課長でいいかという判断というのはされなかったのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
課員の立場でということですがけれども、当然課員もそういった行為があったということ、違反があったということ、非常に残念に思っていると思いますし、あってはならないことだと考えているということは、一人の人間としてそう思っていると思います。その中にはありますけれども、このことについて処分を受け、大いに本人も反省している中でこれから一緒に仕事をやっていくということでございますので、そのことについては、その気持ち悪いことという認識はもちろんあると思いますが、一緒にこれからやっていくという気持ち、一緒に襟を正していくという気持ちについては部下といたしますか、職員も一緒に持っていると思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
先月22日、夢と希望と志を語る会がありました。町長も出席されていたと思います。

その中で中学2年生の生徒が、町のヒーローになりたいという話をした中で私も興味深く聞いておりました。何がヒーローなのかなと、まさか中学2年にもなってゴレンジャーとかそういう言い出すのかなと心配していたんですけども、その生徒は、町の職員になりたい、公務員になりたい。公務員は町民の方の困りごとを解決してくれる町のヒーローだと思っている。そういった中で、実際は飲酒運転をして居続けている職員がいることに対して私はちょっと恥ずかしいなと思いましたけれども、町長はどう思われましたか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この間の夢と希望と志を語る会、私も小学校4年生と中学校2年生の生徒さんたちのいろんな夢、志を聞かせていただきました。その中でお話がありました中学校の方が町の職員になりたい。町の職員はみんなを助けてくれる。そういう人になりたいと言っていて我々としては非常にそういうふうに使っていただいていること、大変うれしく思いましたが、一方でお話のような事件もことし起きているところでございます。そういったこともあるわけですので、なおそういった子供たちの期待、住民の期待を裏切ることのないようにしっかりこれから対応していかなければいけないという気持ちを新たにしたところでございます。

ああいうふうに使ってもらっている中での事件が起きたこと、非常に残念ですし、おっしゃるとおり、恥ずかしい部分もございます。そういったこと、今後ないようにしっかり私も含めてみんなして子供たちの期待に応えられるような公務員になっていくよう努力してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

最近、私が読んだ本の中で、「ハーバードでいちばん人気の国・日本」という本の中にこういったことがありましたので、紹介がてら述べさせていただきますが、やはりハーバードで学生さんが視察旅行ということで各国を回るらしいんですけども、

日本が一番人気で応募するとあっという間になくなる。そういった中で視察場所はどこかという、トヨタの製造ライン、あとは新幹線の掃除の手法、そういったものらしいです。それで、トヨタの製造ラインに行った学生から担当者が受けた質問。本来ならばというか、普通は製造ライン見せてくれるけれども、全て見せているわけではないし、ごく限られた場所ですけれども、トヨタさんは全てオープンだし、しかも写真も撮っていいということなので、すごく不思議に思うんですが大丈夫なんですかという質問をしたら、担当の方は、「心まで、魂までまねすることはできないから大丈夫です」という話をされたそうです。つまり、私何を言いたいかという、町の事業を一つ一つ行う上で、やっぱり魂なんです。そういった町をよくしようという魂が欠如している中でこういった事件、不祥事が起こると確信しておりますけれども、そういった魂の教育といいますか、そういったものはされたことございますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町をよくしよう。そういった気持ちをしっかり持つということですが、魂という言い方なんでしょうか、ないと確信されているということですが、私はあると思っております。その部分で全て完璧ではない部分があるんだろうと、欠けている部分がまだまだあるのかもしれませんが、ただ、基本的に町の職員となってこの仕事に携わっている中で町をよくしよう、住民の生活をよくしようという気持ち、これは基本的にみんな持っていると思っております。ただ、まだまだ足りない部分があるという事実は否めないと思っております。そこでそういった指導をしているかということですが、魂という形での指導といいますか、講習とかそういったことは余りないのではないかと、ただ、その心構えとか考え方とか、そういったことについて、その部分部分についてのことは当然やっていると思っておりますし、我々もいろいろな機会にお話する機会でもやっておりますけれども、その魂という形で、表現だけではないんだと思いますけれども、これが魂の教育ですというものはやっていないのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

今の私の表現はちょっとまずいところがありまして、多くの方はきちりやっている中で一部の方にそういった人に見受けられるということをつけ加えておきます。

それと、公平性の問題についてお話しさせていただきますけれども、やはり先日、まほろばホールで三国志の人形劇がありました。その中で改めてわかったわけではないんですけども、町長、「泣いて馬謖を斬る」という言葉があるのをご存じかと思えますけれども、やはり身内であれ、どんなに仲のいい友人、知人であっても法を犯したときには適正に処分をすべきということが原則だと思うんです。そういった中で、町はあえて飲酒運転を重大犯罪と宣言しております。独自性をもって強く厳しく処分できるというも言っていますけれども、ここで再度町長のお考えをお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

「泣いて馬謖を斬る」ということですが、いろいろなとり方といいますか、あると思います。「馬謖を斬る」、切る度合いといいますか、それもあるんだろうと思います。

それから、厳しさとかそういったものにつきましては、私は、大和町は厳しい範囲でやっていると思っておりますが、制度的なものと同時に法的なものもございまして、町の考え方、町で例規とかで決めている部分もちろんやっていかなければならないですし、そういうこともありますので、そういった判断をするときには弁護士の方とか、そういった方々のご意見も聞きながら対応しているところもございまして、そういった中で弁護士さんからもアドバイスをいただきますけれども、全てがそうではないのかもしれませんが、大和町は厳しいといいますか、そういった部分の基準では厳しいというか、高いというか、そういったレベルにあるというお話も弁護士さんから伺うときもありますので、決してほかと比べるものではないと思えますけれども、そういった部分からすれば職員に甘くとか、そういう対応はしていないというふうに私自身は思っております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

それでは、1件目の最後の質問をさせていただきますが、「飲酒運転を絶対しない、させない、許さない」の町長の解釈をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

解釈につきましては、全く読んでそのとおりでというふうに思います。もちろん飲んでやってはいけない。飲ませない。させてもいけない。ですから、勧めるとかそういったことももちろんあってはいけないと、許さないというのは当然だと思っておりますし、こういうことは絶対あってはいけないということを申し上げておまして、この読んでそのとおりに解釈しております。

8 番 (千坂裕春君)

それでは、2件目の一般質問に入ります。

育児休業について。

育児休業は、子が1歳に達する日までの間に男女を問わず取得することができる。

ただし、要件を満たす場合は、1歳6カ月まで取得できる。

以下について、町長に伺う。

1、大和町職員は、子が3歳に達する日まで取得できるが、制度上の違いは。

2、若手職員が増加し、男女を問わず取得できる制度に町はどのように対応しているのか。また、今後の体制構築は。

3、取得者が、日ごろ職員からの理解が得られる姿勢で業務に励む、信頼関係を構築する、地方公務員である限り住民の方の理解を得るための町内に住むなどの姿勢が考えられる。礼儀をもって権利を主張すべきであるが指導しているのか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの質問ですけれども、地方公務員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、町の職員の育児休業等に関する条例を制定して、3歳に達するまで1回の延長により最大3年間育児休業を取得することができますが、そのうちの半分の期間である1年6カ月につきましては、共済組合から約6割の休業補償が受けられ、その後の1年6カ月につきましては、無休による育児休業が取得できるよう制度化しておるところでございます。

民間企業につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づきまして、就業規則等で制定すれば最大1年6カ月まで育児休業が認められ、雇用保険からの社会保険の一元化により公務員と同様に約6割の休業補償が受けられるものでございます。

民間企業の育児休業につきましては、出産後の離職率が高いことや、雇用主の理解が得られないこと等の理由によりまして、民間企業の3年間の育児休業が実現しない状況でございます。公務員が率先して育児休業を取得しやすい社会環境を醸成すること等の理由によりまして先行しておりますが、少子化対策や女性の出産後就労増加対策は、人口減少社会におきまして喫緊の課題であり、官民挙げて取り組まなければならないと認識しております。

次に、育児休業に対応するための体制構築に関する質問でございますが、保健師や保育士等の専門職につきましては、平成28年4月に施行いたしました一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づきまして任期付職員により対応することとしておりまして、一般職につきましては、臨時職員や非常勤職員により対応をしております。

また、制度を利用する職員の所属課には特に負担がかかってまいりますが、人事配置の許す範囲での人員配置を措置してまいります。職員が結婚、出産、育児を経て永年勤続することは本人や家族のみならず、町にとって大変重要なことと認識しております。育児休業がある程度定着し、職員相互が理解しながら職務に当たる環境が整いつつあると感じておりますが、なお職員全体への意識定着を図ってまいります。

また、職員の町内居住につきましては、9月議会定例会でも述べましたとおり、各職員の家庭事情への影響を考慮しますと難しいと考えておりますが、職員それぞれの勤務姿勢などにより町民の皆様からご理解をいただけますよう郷土愛と使命感にあふれる職員づくりに努めてまいります。

礼儀、これは公務員にとりまして責任を持って職務を進めることではありますが、その上で権利を行使する。これは公務員だけではなく、全ての社会人に必要とされるこ

とであります。その指導は、町では朝礼など、事あるごとに行っているところではありますけれども、今後も継続してまいりたいと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁があったところで、2件目の再質問に入ります。

「公務員が率先して」というくだりでございますが、その中に女性の出産後就労増加対策と入っております。もちろん私もそういった面が育児休業にはあると感じておりますが、ただし、1点抜けているところがございまして、これは、男子の育児に対する協力参加も促している法律でございます。公務員が率先してやるべきことであるならば、男子の育児参加も促進してはいかがですか。私がこの問題にしているものに対しては、職員同士の結婚で育児休業をしている職員がございまして、そういった話の指導とかというのはしたことがありますか。男子の育児に参加したらということです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、育児休業というのはそのとおり女性に限らず男子の方もということでもありますけれども、町のほうで特別男子の方といいますか、父親の方にそういった形で勧めたという勧め方はやっておらないところがございます。特別だめだとかなんとかということももちろんないわけがございますけれども、そういった形で特に男子の人がそういった休業とりなさいというような指導とか説明は町のほうでは今やっておりません。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

私が常々考えていることで、今というか、大分前からですけども、自助、共助、

公助という言葉があります。まず最初は、自助なんですよね。それができなくて初めて共助、公助になってきますが、先ほどの解釈でいうと、そういった男子が参加するという中で、さあ自助努力されているかというのと、また公務員が率先してそういったものをしなくちゃいけないというものに解釈するならば、自助努力足りないんじゃないかと感じておりますがいかがですか。男子の参加、育児に対する参加で。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自助努力ということはご夫婦でというか、家族で助け合っという意味合いかとお思います。会社を休んで二人が休んでやるということについてはなかなか難しいのかもしれない。ただ、どうなのでしょう。私も子供をお風呂に入れるとかそういうのも自助といいますか、お父さんが入れたりということも、そういうことは家庭内ではやっているのではないかと思っておりますが、それぞれの家庭の中でどこまでこういうふうに行っているかというのはちょっと私そこまでは把握しておりません。家庭内部ですね。ただ、役場のほうでは先ほども言いましたけれども、ご夫婦でお二人が育休という形で休んでいるケースは今のところはまだないです。ただ、どこまで家庭内で協力し合っているかということについては済みません、そこまでは把握しておりません。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今の質問に対してもう1回質問したいところではありますが、時間の関係上、進みますが、こういった育休をとった職員のかわりに臨時職とか非常勤職員を配置するという話でございますが、こういった臨時職または非常勤の方と呼んでいいのどうか分かりませんが、そういった方は自然災害があったときの対策本部立ち上げたときに招集される人数に入っているのかどうかということをお聞かせいただきたいんです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問ですが、そういった方々につきましては非常時の招集の対象人数には入っていないということです。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そうすると、今後若い職員の方が多いい中、また、先ほども言ったように男女問わずそういった取得した場合に、自然災害、残念ながらすごく多くなっています。さあ、それに対応していけるかという心配が生まれましたけれども、今相談した中での答弁で初めてその人間には入っていないという中ではなかなか答弁できないと思えますけれども、今実際正直休みがふえたらどのような形でそういった自然災害に対応していくか、もう一度答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自然災害対応ということでございますけれども、対応の仕方にゼロ号配備、1号配備、2号配備とございます。ですから、ゼロ号とかそういった担当課、あるいは2分の1、そういった状況であれば、例えば育休ということであればある程度の期間とか決まっておりますので、その間はその人たちがいないという状況がある程度確認できるといいますか、その期間ですね、休む期間が決まっていますから、ですから、そういった場合にはその人たちがいない分をほかの職員でカバーするとか、そういった対応がとれるというふうに考えております。急に休むわけではございませんので、育休の場合は、ある程度この期間、この期間と一定期間限定されますので、その期間についての対応ということにつきましては、課の中で、あるいは役場全体の中でカバーリングするとか、そういった対応は可能であるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

自然災害は、大和町の職員が今育休をとっているから行かないようにしようかなという計画はない中で、やはりやっぱり職員でもない間行って頑張ろうということはある期間はあるかもしれませんが、それ以上の期間になると単なる不満ばかり生まれてくるんじゃないかなというのが私の考えでございます。また答弁聞いても同じ回答だと思うので次に進みますが、「この制度を利用した職員の所属課には特に負担がかかってまいります」という一文がありますが、現在育休をとっている職員は育休をとる前からその課に別な課から異動して、増員して、逆に現状維持という形でとっておりますが、この答弁とは違うと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

育休をとっている方がいるかについて、補充がないという意味。（「補充しないという話なんですけど実際補充しているから答弁と違うんじゃないですか。負担がかかるというのは補足がないということととったんです」の声あり）「負担がかかってまいります、人事配置の許す範囲での人員配置を措置してまいります」ということですので、全てがカバーできるわけではございませんけれども、そういったできる範囲の中でカバーして人員配置の措置してまいりますということでございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

慣例で話をして申しわけないんですが、育児をとった方の維持のためによそから異動するということは今までなくて、欠員のままでその課が頑張ってきたということを知ったからこの「負担がかかってまいります」ならいいんですけども、実際、今や

っているのは、他の課から異動しているのはおかしいんじゃないですかということお尋ねしているんです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません。ちょっと食い違うかもしれません。人事の間で育休に入っている、そしてみんなでカバーするんですよということを1つ申し上げました。ところがそうではないので、要するにカバーするのは別な人が入っているのではないかというご質問ということになるかと思います。人事異動の中で4月の人事異動という定例異動がございます。したがって、人事でその人のカバーということではなくて、その課の必要性があれば人が足りないとか、そういったことがあれば当然ふえるということもあり得るわけですね。その人のカバーという意味合いではなくてもですね。その課の強化、あるいはそういった人事の中での必要性といいますか、そういった中でプラスということはある得ると思っています。その人が抜けて休んでいるからということではなくてですね。全体の中の課全体を見た中でその人がいても不足といいますか、これからこの課、もう少し忙しくなるのでもう一人ふえるとかということはある得るわけですね。例えば4人の課があって、そして1人休んで3人になっていましたと、ところがもともとここは4人では足りなくて、人事の異動で4月から5人にしようと思っていましたと、次の年からですね、そうした場合に年度途中で3人になっているところに次の年人事異動で1人入れて4人になって、この人のカバーのようにこの人が見えますけれども、そうではなくて5人にしようと思っていたところの部分の人事異動ということはあるということを申し上げました。

議 長 （馬場久雄君）

千坂議員、暫時休憩したいと思いますので。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時45分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

それでは、次の質問なのですが、「各職員の家庭の事情や影響を考慮しますと」という文面ありましたが、もちろん長く生活していれば子供さんが学校に行くとか小学校になったとか、中学校になったということで転校しづらいとかそういったものが出てくるかと思えます。今回の場合問題にしたいのは、であるならば、この職員面接のときには大和町に住むという発言はしていないんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この職員というのは、この全般的な話ということでいいですか。

そういう確認といえますか、聞くこともございます。県外の方とかもおいででございますので、ですからその場合はどういったことを考えていますかというようなことは聞きますが、あくまでもそれは質問という確認で、確約でも何でもないといったら変ですけども、そういった中での問いかけはいたします。確認といえますか、面接の際、質問はしますということですね。全てではございません。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

私、以前聞いたところでは、面接のときにはみんな大和町に住むよねと言うんだよねということで、町長も首をかしげていたことがありました。そういった中で、もちろんそれからずっと長年生活していけば先ほど言ったような事情にもなります。でも、基本は大和町に住んでいただきたいんですよ。それで、何度か一般質問もさせていただいている中、町長は町内居住を促していくという答弁されてきましたよね。もちろ

ん全体朝礼でもお話ししたと聞いております。ただ、こういった具体的な事象があったとき、今回の取得をお願いに来たときとかですね。そういったときに何で大和町に住まないのということを再度、再度というか、何度も何度もお話ししてその必要性を訴えていかない状態だと思うんですよね。やはり注意されるのにも指導のポイントというのがあります。時期があります。時期を逸した指導では何を言っているのか当の本人もわかりませんから、こういった時期、時期に指導していかなければ徹底されないと思いますが、今までそういった指導されてきたかどうかをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私のほうから直接個々の方々にという指導は、私はしておりません。私のところにくるときは大体決済が来て、もう決定しているような状況で来ますし、その前段としまして、各課長とかそういった方々につきましては、相談があったときにそういった指導といいますか、お話ししていると聞いています。そんな確認はしております。ただ、いろいろ例えば結婚される場合に女性か男性かは別としまして、相手方の勤め先の問題とか、そういったことがあったりして、もちろん大和町に住んでくれと、地元にとすることはもちろんお願いしますが、さまざまな事情でなかなかそれができないということもあるということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

確かに町長が言われている理由であるならばそういうこともあるかと思いますが、職員同士の結婚の場合はあり得ないと思いますがいかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員同士の場合は基本的には大和町ということになるかと思います。

ただ、家庭の事情ということもあると思いますので、どこまで町としまして指導ができるかというものについて、もちろんお願いというか、町に住んで一緒にやりましょうということはお話するわけですが、最終的にはご本人たちの判断があって決定されるということになります。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
今後も強く町内居住を促して行ってください。
3件目に入ります。

防火管理者について。防火管理者は、建築物所有者側の代理人的な性格を有し、消防計画の作成や提出、消防訓練の企画等、防火的な作業を経営者や所有者にかわって行うことが主たる業務であり、適正な防火管理業務を行わずに火災等により死傷者が出た場合、管理責任者として責任を追及される。以下について町長にお伺いします。

- 1、防火管理者を認知されていますか。
- 2、消防計画の作成、提出の有無は。
- 3、新庁舎移転後の消防訓練の実績を聞かせてください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、ただいまのご質問ですが、初めに防火管理者についての認知ということでございましたが、防火管理者につきましても、消防法第8条第1項に基づいて管理権限者によって選任される防火管理の責任者でございます。選任に当たっては、防火管理者の業務内容及び業務上の権限について事例や規則等で明確にしておくことが重要とされております。そして、防火管理者には次の条件が求められております。第1には、防火対象物において、防火管理上必要な業務を適正に遂行できる管理的・監督的地位にある者。第2に防火管理の知識、資格を有する者。これは、防火管理講習の課程を修了した者や防火管理に関する学識経験と一定の実務経験を有すると認めら

れる者が該当いたします。第3には、防火管理上、必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たす者とされており、

町の施設で防火対象物となっている施設につきましては、まず本庁舎につきましては、大和町庁舎管理規則により財政課長が管理者であることから財政課長を防火管理者に指定して、出先機関の庁舎等につきましては、各所管課長と及び当該出先機関の長が管理者であることから同様に防火管理者に指定しているところでございます。

次に、消防計画の作成、提出の有無というご質問でございますが、現在の本庁舎の消防計画につきましては、平成23年2月1日に黒川消防署長宛てに提出し、以降、防火管理者が人事異動になった後、防火管理講習の終了を経て平成23年4月12日、平成26年5月23日、平成28年5月19日に防火管理者の変更ということでの消防計画の変更届け出を提出しております。出先機関等におきましても防火管理者が人事異動等で変更になった際には同様に消防計画の変更届け出を提出しております。

次に、新庁舎移転後の消防訓練の実績はというご質問でございますが、消防計画では4月と10月に実施計画となっておりますが、現在まで実施した実績がない状況となっております。この間、黒川消防署により立ち入り検査を受けておりますが、改修の指示を受けているところでございます。他の出先機関では全て計画どおりに実施されているところでありますので、本庁舎につきましても早急に総合訓練を実施することとしたいと考えております。以上です。

議長 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁にあったところで消防計画の作成と提出についてお伺いしますが、私は、この計画の作成提出は毎年行わなければいけないと認識しておりますが、防火管理者がかわったときだけ提出しているけれども、それでいいのか、再度答弁お願いします。

議長 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

計画の作成は一旦提出すれば、変更があったときに変更届という形で出すということだそうです。ですから、変更というのは今申しあげました管理者がかかったときに管理者が変更ですと、そういった提出をするということです。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

古い話で申しわけございませんが、私も防火管理者として仕事をしていたときがありまして、そのときの作成計画ではことしは消防訓練何月何日に行い、こういった内容をすると、その中には消火班、誘導班、それと持ち出し班みたいなものを書いた上での提出でございますが、それが変更されたという認識でよろしいんですか。再度お尋ねします。実施日を計画書に入れて作成提出しなければいけないものと認識しておりますが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

計画の持ち方ですが、その建物の大きさ、大規模、中規模、小規模、そういったものによってその計画の内容も若干違ってくるといふふうに聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

何度も私のことで申しわけないんですけども、私がやっていたときにはそういった実際実施する年月日を入れた上で毎年提出義務があつて、ということは、毎年実施しなければいけないということで定められていた中で、新庁舎、平成22年5月移動したかと思っておりますけれども、もう6年過ぎている中で1回も実施されていなかった。そういったことに対してすごく驚きと半分憤りを感じているところです。なぜならば、

私も経験上、私ではないですけども、出さなかった支社は厳しい消防署からの指導がありまして苦勞していたのを同僚から聞いたことがありますので、ましてや先ほども言いましたように自然災害とかそういった災害が多くなっている中で、本部とされる庁舎でそういった訓練が行われていない、または来庁者がある、町民の方の大切な資料を保管している場所において1回もされていないというのはかなり不手際だと思いますけれども、いかがでしょうか、町長。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことについては、議員のおっしゃるとおり、今までやっていなかったということ、これは非常にいけないことだと思っております。毎年4月、10月実施計画ということで計画には載っておりますが、やっていなかった現在でございます。これについては、おっしゃるとおりでございますので、早速そういった総合訓練を実施することをしていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

例えば、この消防訓練のことで私、防火管理者を責めているわけではなくて、例えばサポート役の副町長が行政経験豊富な中、あれ、消防訓練というのに行っていないなということを町長とかそういった防火管理者に指導というか、サポートしていくべきポストだと認識しておりますが、それがなければ副町長の仕事というのは何なのかとすごく疑問に思うところなんですよね。町長は町の政策、そういったもので始終走り回っていただいている中で、やっぱり気づかない町の総務的なものとか、そういった事務的なものをサポートするべき人間ということで副町長を置いていると思うんですが、それができていなかった。かなり大きい責任だと私は感じておりますが、町長は副町長のポストをどのように考えておりますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ポストということでございますけれども、町長を補佐してもらって、そしてまちづくりを進めていくということでございます。おっしゃるとおり、いろいろな立場があるわけでございますけれども、最終的に私のほうが責任者でございますので、その辺につきましては今後しっかり対応してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

この防火管理者制度というのは、そんなに難しい制度ではないんです。基本中の基本、私だって知っていたものですからね。そういったものが190人ぐらいの職員がいる中でももちろん先ほどの繰り返しになりますけれども、多くの職員さんは日常業務で四苦八苦している中でそれをやるのは副町長なんですよね。なぜ気づかないか、本当に単純なことだと思いますが、そういったもので私は重責を担っている副町長の仕事できていない、そういった感想を述べさせていただいてこの一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に、9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、通告書に従いまして将来的なまちづくりの方向性ということで2件6要旨、質問させていただきたいと思います。

まず1件目であります。県警本部より大和署整備計画案が示されました。これによりますと岩沼警察署、古川警察署、仙台東警察署、こちらに続き大和署の移転も含めた改築計画が、昨年9月の水害被害もあったため早まった形となっております。私は、この改築をある意味一つのまちづくりの好機とし、大衡仙台線の延伸促進と吉岡西部開発につなげる取り組みにしてはと考えるところであります。町長の所見をお伺いします。

1つ、県有地、町有地のある黒川高校第二農場跡地周辺を提案してはいかがかと。

2つ、仙台大衡線が延伸されれば渋滞緩和にもつながり、国道4号線とともに南北2路線の基幹道路ができ、さらには現状の大和署の位置よりは緊急出動も容易になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目であります。新庁舎を核とした都市計画が促進され、頓挫している吉岡西部地区の開発と吉田地区の振興にもつながるのではないかと考えております。そういった意味で吉岡西部土地区画整理組合設立準備金はどうなっているのかという点と、また今後どのように進めていくお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

初めに、平成28年10月12日に公表されました宮城県警察本部の当面の警察署整備計画案によりますと、大和警察署が対象となりました建てかえの方向性が示され、さらに新聞によれば建設地選定につきましては、町外も含めて検討すると報道がされたところでございます。

町ではこれを受け、引き続き現地の近接地の大和町地内に新たな大和警察署を設置されるようパブリックコメントを提出しまして、近隣町村と町内各種団体へも同様の意見を提出していただくよう協力の要請を行っております。

さらに、各種関係団体により大和警察署を考える会を組織いたしまして、要望活動を継続していくこととしておりますので、議員各位におかれましてもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

移転候補地の提案でございますが、黒川消防署、公立黒川病院、そして大和町役場が立地する現地周辺は、大和町内はもちろんのこと、富谷市、大衡村及び大郷町へも国道4号線及び県道9号線、これは大和松島線でございますが、等によりまして容易に移動が可能であり、距離的、時間的、所管区域の中心であることから最適な場所と考えております。現地近接地を最優先に県警本部には要望してまいりたいと思っております。

続きまして、県道大衡仙台線につきましては、大衡村の国道4号から本町西部を通り、仙台市北四番丁の国道48号線を結び、国道4号を補完する重要な幹線道路でありまして、総延長約23.81キロメートルで、仙台管理分が10.38キロメートル、県管理分が13.43キロメートルになっております。平成26年度より小野工区から宮床山田の国

道457号まで通じる宮床工区が平成30年度までの完成を目指して事業を実施しているところでございますが、その後の整備計画につきましては、今のところ明確にされていない状況にあります。大衡までの開通がなされれば、国道4号と大動脈が2本できることで、より緊急時の車両通行手段が確保されることとなります。県道大衡仙台線の整備促進活動につきましては、平成7年に大衡村、富谷市と連携して県道大衡仙台線建設促進協力を結成し、毎年、県当局に知事初め、関係部局等に直接建設促進の要望活動を行ってきております。今後も仙台北部工業団地群の発展や関係市町村のさらなる振興のため、本路線の整備促進について強く県に働きかけてまいるところでございます。

さて、吉岡西部地区につきましては、平成8年に区画整理事業の事業化に向けた設立準備委員会を設立し、宮城県と協議する一方、平成12年度には大和町議会において、請願書の採択がなされるなど、事業化に向けて推進してきたところです。しかし、当時の宮城県の回答は、折からの経済不況の影響など、今後の住宅需要の動向が不明確であり、事業採択がなされなかった経緯がございます。このような社会情勢を踏まえて、平成22年9月に策定しました大和町都市計画マスタープランにおきまして、吉岡西部地区は住居系から工業・流通業務系と位置づけを変更したところがございます。吉岡西部地区の開発整備には、地区を縦断する県道大衡仙台線（仮称）吉岡工区でございますが、この事業化が不可欠な要件となっておりますことから平成31年度以降の事業化を強く要望するとともに県の仙塩広域都市圏におきます都市計画の見直しの動向を見据え検討することとしております。

ご質問の吉岡西部土地区画整理組合設立準備金につきましてでございますが、準備委員会が組合設立認可申請に必要な図書の作成や図書作成に係ります調査設計等に要した費用のうち町からの交付金は1億7,800万円となっております。当該交付金につきましては、吉岡西部土地区画整理組合が設立し、事業が再開したときに町が組合に交付する補助金から控除することになっております。このようなことから繰り返しとなりますが、県道大衡仙台線の仮称でございますが吉岡工区の事業化を強く要望して、その実現とあわせて吉岡西部地区の開発の推進について検討してまいります。以上です。

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

ただいま答弁がございました。まず、認識を合わさせていただきたいなという思いががございます。

今回、4番目の改築ということになりますけれども、町長部局で調べている内容ですと今大体何年先の完成という見込みになるという情報で入っていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回の計画、まだスタートしている段階でもなく、計画に入るといふ段階の一番最後でございますので、一応平成40年、新しい計画の一番最後の場所設定というふうに聞いております。平成40年です。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

私も10月6日の河北新報の記事でこの件を初めて知りました。どういったスケジュール感なのかなという部分、黒川選挙区選出の県議お二人にも確認をし、警察署本部からの資料等も取り寄せさせていただきました。4番目の計画ということで、早くとも9年ないし10年先によく計画が見えるのではないかなというようなお話でありました。本町のまちづくりを考えていったときに大衡仙台線の延伸、さらには吉岡西部、一部もちろん吉田地区の今後の開発を考えた場合には本当にこれは一つのチャンスではないのかなという思いを持った次第であります。私のイメージとして頭に浮かびましたのは、運転免許センターが七北田から市名坂に移りましたよね。大きな警察施設が動いた中で新たな土地区画整理がなされ、何もなかったあの田んぼの一角があれだけの1つのまちになったというのを非常に描いた部分がありました。そういう意味で現状のまず1件目でお話しした黒川高校の第二農場跡地がいかがなのかなという点に関しては、10月25日まで県警のほうでパブリックコメントを求めておりまして、私も個人的に町民の一人として、10月21日でしたか、パブリックコメントを書き込みました。

1つそこで気になっていた部分が、人口がふえている富谷市民の一部の方から夜間人口が多い、統計上の人口が多い富谷市に警察署を持ってくるべきではないかという声が上がっているお話も耳にいたしました。ただ、実際には昼間人口、昼間の人口を見た場合に工業団地が、北部工業団地初めあって、大和町に仕事でいらっしゃる方を含めた昼間の人口を見た場合に富谷と実際のところどっこいどっこい、昼間の人口と夜間の人口、大きな差がある部分で、さらに言えば人口の多い泉警察署、さらには北の大崎署、中新田署、ここの位置関係を考えても決して南に行くことが得策ではないのではないのでしょうかという点と、仮に庁舎を移転するといった場合の県で用地買収をすることがなくできる場所という意味で、そういった意味でも黒高の第二農場跡地、多少の換地は必要だと思うんですけれどもね、財産、用地買収の費用も抑えられ、さらには北部地域の今交通の問題となっておる大衡仙台線の延伸にもつながるのではないのでしょうかということでパブリックコメントを出させていただいた次第です。この提案に関する答弁を拝見すると、まずは現地隣接地を最優先に県警本部に要望してまいりたいという回答でありました。その理由の一つとして4号線並び県道9号線と近いという回答でありましたけれども、さまざま今後の方向性もあると思うんですけれども、吉田の第二農場跡地であれば4号線の横断並びに県道9号への交通を考えた場合にある意味隣接地として一つ、そういう見方をしているのではないかなという思いがありますけれども、隣接地の一つとはお考えになられませんか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

隣接地としての考え方ということですが、今回の移転につきましてもこの間少しお話ししたかもしれませんが、同一敷地内に建物が建てられればそこに建てたい。建てたいというか、建てるのはあれなんですけれども、もし建てられない場合には仮設庁舎とかというのは考えられないので、隣の土地に移っても移転という言い方になるという一つの考えを教えてくださいました。そういうことですので、隣接の本当の隣もあれば付近といいますか、そういったこともあると思っております。隣ということよりも1つ私が考えているのは、実は今回の移転の問題の中で建物が狭い、古い、そういったことはもちろん言われておりますが、もう一つあるのが、この間の水害で被害にあったということが大きな要素になっております。それで、この水害に遭った

という事実は、これは間違いないことですのでそれは否定できませんが、ただ、今ここから違うところに移るとなった場合に、その水害というものがあってということになっては私はまずいと思っているんです。それで、まず今吉田川とか改修していますね。あれをやって、高田側とかずっとやっているわけですがけれども、ああいうことをやったことによってこの大和署だけでなく黒川病院、黒川警察署、あるいは大和町役場のある場所がそういう水害地ではないんだということをまず理解してもらわなければいけないと思っているんです。そうしないと、ここから黙って警察があっちに移ってしまいますと、ここはやっぱり危ないところなんだというイメージの中で動いてしまいますので、ですから、まずこちらの工事を今進めているわけですから、ハザードマップ等もできてきます。そういったことがあって、まずここが安全なんですよということを警察にもまず認識してもらおうということがまず第1に必要なのではないかと、それで、その後に水害の危険性というのを払拭された段階で、さあ次このそばとって、本当の隣接地とおっしゃるように土保田といいますか、あちらについてはそういった場所でもありますし、西部のこともありますので、そういった中で比較したときという考え方で段階に進むのではないかというふうに私個人的には思っています。ですから、そういった意味ではまずこの工事が今進んでいる中で、この大和町のまちづくりの中心としているこのエリアが水害とかの心配はない、安心なエリアであるということをまず皆さんに再度確認してもらおうといいますか、特に警察の場合はそれを水害に遭ったと言っているものですから、もし移るにしたってそうではなくて違う要素の中で、先ほど言った昼間人口とかですね、そういう要素の中で検討することはまたそれはそれで価値があると思うんですが、今どうしても水害というものだけが出てきてやってしまうと、ここがせつかくまちづくりの中心としてやっているところがどうなんだということでは私はまずいんだと。ですから、安心ですよということを一生懸命国のほうにもお願いし、県でもやってもらって今どんどん作業が進んでおりますので、そういったことでここはまず安全ですが、まず提案するのはもちろんいいんですが、最初にぼんとそっちではなくて、そちらもこちらも同条件というようなものの中での提案というか、そういったほうがいいのではないかと私は思っています。ですから、議員のお話のああいった場所で次の開発もということも私も当然思います。そういった候補の一つ、そこがベストとかいろいろな考えの中でそういった考えももちろんあるんだと思いますが、まず私はその中で安全、このエリアがということ警察はもちろんですね、皆さんにきちっとわかってもらうということが大事ではないかと思っています。まず、そういった中で隣接地という言い方になりますけれど

も、それは警察のほうでも今交通網とかそういったものが非常に道路網も発達していますので、必ずしもここにいなければいけないとか、4号線についていなければという話もあります。ただ、一方で今大衡さん、大郷さんにもご協力といいますか、お話をさせてもらっているところですが、やはり皆さんのエリアの意識はここだと一番いいよねという話もあるところですので、提案の仕方とかそういうのはまた考えていかなければいけないんですが、私はそのような考え方もっております。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、我々の仕事はやっぱり町内の皆さんのある意味資産価値を下げるようなことになってはならないというのはもちろんであって、そういった意味で町長も気になさっていた部分が、水害に遭ってしまった場所という部分を払拭しなければいけないという思いは確かにそういった点はあるんだろうなと、進め方としてですね。ただ、大きな意味でのまちづくりを考えたときに緊急出動時の機動性であるとかを考えた場合に用地買収もせず、さらにはいずれ黒川消防署も老朽化して建てかえをしなければならぬタイミングがくるであろうと思われるときにそれなりに面積を要して用地買収もせずにとれる場所の一つとして第二農場の跡地、県有地もあり、町有地もありという部分で可能性としては非常に高いのではないかという思いを持っておりますのとあわせてあそこに警察署と消防署が仮になくなった場合にどうしていくのかなという場合のことももちろん考えてはいかなければならなくて、4号線沿線に近いという意味で一つの商業エリアとして位置づけをするなり、一番最初に再質問させていただいたとおり、早くて平成40年前後に方向性が見えてくる話でありますので、少し夢物語でも長いビジョンを持ちながら進めていくべきではないのかなという思いでおりますけれども、そういった意味で一つのあそこの土保田のところも隣接の地域というふうに言えるのではないのかなと思いますが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

警察署ということについては、やはり交通の要衝といいますか、要害になってこななければならないと思っておりますし、まず他市町に行くということもありますので、その可能性としてですね、まず大和町にということが第一だと思っております。そういった中でどこがいいのかというのはこれから皆さんといろいろ将来的なことも考えながらやっていく必要があると思っておりますが、安全性というのがまず第一にやっていく必要があると思っております。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、2要旨目に入らせていただきたいと思います。

すべてが絡んでくる話になるのかもわかりませんが、答弁のほうにもありましたとおり、大衡仙台線、これが開通されれば4号線と並ぶ大動脈が2本になるという、私も全く同じ思いであります。中にもありましたとおり、緊急時の車両の交通手段というのも確保されるということがあったときに建物が先なのか道路が先なのかという問題もあるかも知れませんが、現状大衡村、富谷市と連携をして県道大衡線建設促進協力会、これが発足し、平成7年から活動をしているわけでありましてけれども、今年度平成28年、もう21年がたちますがなかなか県の中期計画にも入らないという中では頓挫している状況なのかなという思いがありますが、町長どのように思われますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の仙台大衡線ですね。仙台大衡線はそのとおり、平成7年からということやってきております。今の計画では今の宮床工区までということでございます。これまでの期間随分あったんだけどというお話、そのとおり小野工区が20年以上かかったんですね。今度の工区についてはスピードアップしてもらって平成30年までに宮床山田の丁字路の交差点といいますか、あちらにつながる予定でございます。遅かったといえば遅かったとそのとおり、頓挫ということではないと思っておりますけれども、なおこの計画ができておりませんので、この計画に入れてもらうということが第一で

す。ですから、その中で例えばおっしゃるとおり、いろいろな区画整理とセットとかですね、そういったことよっての事業の進みということも全くないのとは違う動きもあると思っておりますので、そういったものをあわせながらやっていく必要があるんだらうと。大衡さんではあちらからという言い方もされているようですし、いろいろあるわけですが、いずれこの道路、457でつながったのですが、クランクがあったりということで、その先について延びることによってまた大きな経済効果なり、また安全性の問題とか出てくるのは、そのことは間違いなく皆さん、県でも認識されているところがございますので、そういったことについては、協力会だけの話ではもちろんなく、これは協力会を中心としてということになりますが、町としても単独でもその辺は常にお願ひしておりますし、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

大衡仙台線の思ひは同じでございます。

3要旨目に入らせていただきますけれども、複合的に考えていけば開ける道があるのではないかという思ひがあつてのお話でありますけれども、都市計画を進める上で言うまでもなく事業の主体になれる部分は、個人または企業も含めて、さらには土地区画整理組合による開発の方法、もう一つとしては地方公共団体が主体になる方法と、主体者としては法律上3者あるわけであります。現在、3要旨目の西部開発の土地区画整理組合による準備に向けた組合による開発の方向性を打ち出されておりますけれども、なかなか進まないという現状下で1つお伺ひしておきたいのは、図書の作成に係る調査設計業務で1億7,800万円先行してまず仮払いをされている状況にあり、そのお金に関してはもちろん全て無駄になっているわけではなくて、設計した成果物として上がっているというふうにお伺ひしておりますけれども、その点確認させていただきたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土地区画整理組合につきましては、現在はない状況でございます。ただ、お話のとおり、平成8年からスタートしまして、準備をしておったところでございます。当時区画整理、南第二区画整理と2つという形で並行して進めておったところでございます。そういった中で事業の進めが認められたのが第二ということで、西部につきましては、残念ながら現在とは違う状況だったということもあり、そういうことで一旦ストップという状況になっております。投資した町からの補助金につきましては、一部役員の方々、全ての何ていいますか、費用、給料といえますか、返済して穴埋めもしてもらった経緯はありますが、町で成果物についてはお預かりをした、お預かりといえますか、形になっております。したがって、この次始まったときにはその辺を相殺してという考え方で今現状がそういう状況です。ただ、具体的に今そういったことが始まっているのかというと、まだそういう状況ではないのが現状でございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

設計調査に係る費用、成果物として受け取ったということでありました。設計したタイミングからあけばあくほどある意味古新聞になる部分が危惧される部分であります。それで、冒頭に申し上げたとおり、都市計画土地区画整理をやれる事業主体としては個人または土地区画整理組合、または地方公共団体と3つの中で仮に土地区画整理組合ではなく警察署の移転に伴って県または町で土地区画整理をやりましょうというような方向になった場合、今回使われた1億7,800万円の設計の成果物が無駄なくある意味使えるのではないのかなというふうに思いますが、どのようにお考えになれますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

成果物についての利用といえますか、有効的な使い方、これだけの費用もかかっているんですから有効的な使い方を当然していかなければいけないと思います。全てが

使えるかといえばおっしゃるとおり、時代も変わってきておりますし、目的も住居系から変わってきているとかいうことがございますので、全てそのままということにはいかないと思いますが、できる限りの有効な利用というふうになると思います。

それから、区画整理を警察が向こうに行ったときとかという話ですが、区画整理のエリアと例えば、例えばですよ。向こうに警察が行ったときのエリア、土保田のあの部分という場合にはそれで全てが包含されるわけではもちろんないので、なかなか警察が行ったからとかそういったすぐそちらの方向に切りかえができるものではないような気がします。これはいろいろ研究してみなければいけないところですけども、したがって、それがそちらに行って警察なりそういうことになったことによって成果物が有効利用できることはあると思いますが、それで全てができるというものではないと考えておるところです。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、最後の質問になりますけれども、工業団地のほうも幸いかなり流通団地も含め本町の造成した部分は残りわずか2区画とか、住宅関係もアパートが余りにふえ過ぎているかなというふうに見える部分もありますけれども、なかなか宅地が欲しくとも宅地が買えないという方が出ているというようなある意味うれしい悲鳴の本町であります。ぜひ、単独の事業で終わらず、なおかつ投資をされている1億7,800万円、この成果物もうまく使うと、さらには商工業の中心エリアをどうしていくんだという部分、さまざまいろいろな絵を今、描かなければならないようなタイミングではないのかなと思いますので、ぜひ前向きな運動にさせていただけることを期待して2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

2件目であります。

東日本大震災により多くのとうとい命が失われました。また、今なお福島第一原発事故により多くの方が避難生活を強いられ本県、本町も指定廃棄物の処分に苦しんでおる状況にあります。核燃料廃棄物の最終処分方法すら決まらない中、原発に頼らない自然を利用した再生可能エネルギーへの転換を果たすべきではないかと考えます。

エネルギーの地産地消を図るとともに、農林業者の所得安定を図り、高齢化、人口減少化における義務的経費の財源確保に発電、売電事業に取り組む自治体もあらわれ

ております。そのような中、町長の所見をお伺いするものであります。

1つ、原発再稼働、原発依存をどのように考えるのか。

2つ、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）の利用は、農林業者の所得安定と地域活性化につながると考えるが。

3つ、利用促進条例が必要ではないかと考えますが、どのようにお考えになるかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、原子力発電につきましては、安定して大量の電力を供給できることや発電量当たりの単価が安く経済性が高いこと、発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないことなどの長所から推進する考え方があります。一方、事故が起きた際に広範囲にわたって人間や動植物に悪影響を及ぼしてしまうという大きな問題点や通常どおり安全に運転していても発生する放射性廃棄物の処理の問題などからの反対の考え方もございます。原子力発電の再稼働には安全性の確保が最も大きな課題であると考えておりますので、電力会社においては国民に対して安全対策への取り組みをしっかりといただき、安心と信頼を構築していくことが原発再稼働には必要不可欠であると考えております。

次に、再生可能エネルギー利用と農林業者の所得安定、地域活性化についてでございます。国内の主要なエネルギーであります石油・石炭などの化石燃料は、限りあるエネルギー源でありまして、太陽光、水力、風力、バイオマスなどのエネルギーは一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない再生可能エネルギーとして導入普及の促進が図られております。しかし、再生可能エネルギーの導入につきましては、設備の価格が高く、日照時間等の自然状況に左右されることなどの理由から利用率が低く、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると発電コストが高いなどの課題が挙げられていました。このような課題を克服するために国によるさまざまな支援施策が行われておりまして、平成21年には家庭や事業所において太陽光で発電された電気のうち使い切れずに余った電気の買い取りを電力会社に義務づけた太陽光発電の余剰電力買取制度が開始されまして、さらに平成24年には固定価格買い取り制度の導入によりまして再生可能エネルギーの導入拡大が進められ、投資回収の見

込みが安定化したことから企業の参入が相次いでいる状況にあります。

さて、農山村におきましては、地域資源を活用して地域の活力の向上を図るため、農山村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域における所得の向上等に結びつけることが考えられます。しかし、農林業が食料供給や国土保全等の重要な機能を果たしていることから、農山村における再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備により農林業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来すことがないように農林地等の利用調整を適切に行うことが必要であると考えております。

また、利用促進条例につきましては、一般家庭等での太陽光発電設備が普及している状況にあります。条例を制定している先例自治体の取り組み内容を研究して、その必要性について検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、1件目であります。

再生可能エネルギーを自治体として推奨していくのか、していかないのかという話の中で明確にお答えをいただけなかったもので、1点目をもう一度伺いするんですが、私は原発再稼働には反対をいたします。原発を動かすよりは動かない現状、この夏も乗り切っている中でベースロードとなる電源を太陽光初めとしてその他再生可能エネルギーの枠をふやしていくべきではないかという、いけるという思いもあって反対のスタンスでありますけれども、賛成のご意見、反対のご意見、いろいろご意見ありましたが、町長、まず賛成をされるお考えなのか、反対されるお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

賛成か反対か非常に難しい問題だと思います。こういったものを使わなくて電力が十分確保できるということであれば、それはそういったことであってほしいと思いま

すが、今すぐ全て切りかえられるのか、あるいはそれまで少し時間がかかるのか、そういったことがございますので、かわるものがある、それで十分皆さんが生活をきちっとできる、工場とかが動くということであれば使わない方がいいというのは、使わなくていいというのであればそれが一番いいと思います。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今の原発のお話に関しては安定供給される電力があればなくてもいいのではないかとこのお考えで、再稼働すらいらぬんじゃないかというお考えとは方向性としては同じであるというふうに思っております。そういった意味ではベースロード電源をどうやって確保していくのかということが一つの鍵となって、原発が安いと言われても結果、福島第一原発の原発事故によって約20兆円を超えるような結果的なさまざまな補償があって、震災以前に大体電気代を1万円使われるご家庭ですと、福島原発対応もあって、大体1.5倍の1万5,000円程度に上がっているのが現状であります。そういう意味で減ることのない再生可能なエネルギーを推進するべきだという思いがあって、そんな話をしていた中で、そういった会社で11月からお世話になるようになったわけですが、その会社の宣伝ではなくて、電力がそうあるべきだ、さらにはそういった意味でベースロードになる部分を再生可能エネルギーのいろいろな制度も研究するべきだということで、私が調べてきた内容も議論させていただきたいと思っておりますけれども、まず、太陽光に関してでありますけれども、比較的設備機器が高くてなかなか発電コストが結果高くなると言われていたのは確かに最初の話で、フィット制度が始まる前は実際に生産される数量も少なかったのもあって割高でありましたけれども、ここ四、五年に至っては設備の購入金額は半分になっています。さらに、火山大国であるからこそであるんですが、日本には地熱があったり、山があって島があるから風力発電という方法もあって、先進の自治体なり各国見るとドイツにおいては基本的には原発での電力はなくて全てが太陽光発電または風力発電、バイオマスに伴う自然エネルギーで充当されております。もちろん蓄電技術もそれに伴って向上しているわけですが、ただ、あそこの国はフランスが原子力発電をされていて、陸続きだというのがあって、万が一の場合にはバックアップ電源としてフランスの原発から取ってこられるという意味で、100%自然エネルギーで充当されているという状

況にあるわけでありましてけれども、そういった意味ではちょっと特異的なところもあると思いますが、そういった意味で晴れた日は太陽光で発電はもちろんできるけれども雨が降った日には風力でみたいなハイブリッド的な組み合わせで考えていけば日中なりに皆さん働かされているタイミングのベースロード電源部分を数増しできるのではないのかなというふうな思いがあります。そういう意味で宮城県でも既に再生可能エネルギー等の促進条例というのが平成14年にできております。さらに宮城県内の県レベルではなくて市町村レベルでも同じような条例を既に制定されているところもあります。エネルギー施策は、昔は国の施策だというような、国が決めるんだというような思いで我々はずっといたわけでありましてけれども、それで自治体の仕事ではないというような思いを植えつけられた部分がありますが、思い起こしていただくと私も小さいころ、昭和40年代、その前といいますと、家庭でご飯をつくる、またはお風呂をたく、裏山で切った間伐材であったり、その他それを炭にしたものであったり、エネルギーが地産地消の時代だったんですよ。そういう意味でエネルギーも地産地消するべきではないのかという中では小型の太陽光なりその他再生可能エネルギーの発電所があるコミュニティー、コミュニティーに細かくあれば、万が一停電になったということはイコール停電のときには売電できませんから、地域の皆さんに非常時の電源としてご飯を炊いていただくだとか、利用が可能になるんですね。そういった意味でエネルギーの地産地消につながるというふうに考えますけれども、町長はどのようにお考えになられますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

エネルギーの地産地消といいますか、自分でつくって自分で使うといいますか、そういったことは非常にいいサイクルなんだろうなと思います。今、学校とか施設にいろいろやって役場でもつけていますけれども、そういった形で、一部ですけれどもね、そういった形も進めている。ただ、なかなか全てを賄うとなるとこれは結構大変な量的なものとか、そういったものが試算しているわけではないので何とも言えませんけれども、そういうものがあるんだと思いますし、やはり安定供給というのが大切なんだと思うんですね。それで、先ほどドイツのお話がありましたとおり、そのとおり随分やっているんですけれども、フランスから違うのをお手伝いしてもらったりという

ことで、安定しているんだとは思いますが、なかなかそういったまだ不安定なところがあるのではないかと考えています。おっしゃるとおり、昔は山から木を切ってきて、そしてやってという形の地産地消、ああいったサイクルは本来あれば非常にいいんだろうなと思いますが、ただ、今形を変えてやらなければいけないということで、それなりの投資なりそういったことも出てくるということもありますので、そういう考え方としては非常にわかりますけれども、ではどうやって、どのぐらいというものになってきたときにいろいろ課題がまだまだあるのかなと思います。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番（浅野俊彦君）

それでは、実際の再生可能エネルギーが地域活性化やまたは農林業者の所得安定につながるのかというところに関して議論させていただきたいと思います。

私もさまざま他市町村も確認させていただいて、実際にお会いさせていただいています。皆さん蓄電されようというよりは今のフィット制度というのが10キロを超える発電であれば電力側が20年間固定単価で買い取りますという制度なんですよね。各自治体さんで特に地方交付税交付金がかかるであろう、または人口減少を気にされて今後税収が下がるのではないかとという危機感を持たれている自治体では、自治体自体が特別会計制度の中でつくって発電事業を行って、売電収入を一般会計に振り出しされている自治体も出てきております。そういった意味では自治体の首長さんとも何件かお会いしたんですが、今現在やられているところとして小田原市の市長の加藤憲一市長さんとかとも大分議論をさせていただきました。この方、京大卒の方ですごく頭のクリアな方でありましたけれども、やはり今後人口減少して行ってさまざま義務的経費が上がって負担が変わる中、今あるものをすぐ回収できる、やはり投資をしていくことを自治体が考えていかなければならないんだという考えでありました。同じように大瀨村の村長さんであるとか、福岡県のみやま市の市長さん、副市長さんでしたけれどもお伺いしてお話を聞く機会がありましたが、皆さん同じような思いでいらして可能性はあるのかなと、さらに取り組みの事例の一つとして福島市の市長さんともお会いした中では、水道管の本管の水道は常時かなりの水量があるわけじゃないですか。その再生可能エネルギーの一つとして小水力にも目をつけられていて、本管に一部バイパスを通されたので水力発電のモーターを回して発電をして、それを基金で売電し

たものを積み立てていって今後水道の更新の費用に充てるとかやられているところもございました。さらには由利本荘市にお伺いした中では、あそこはすごく風が強いエリアで日中は海風、夜は山風で基本的には年から年中、特に冬場は風が吹いているという状況で風力発電をやられている自治体もあつたり、山形の庄内町も同じです。風力発電に手を入れられています。あと、宮城県の鳴子とすぐに県境になりますけれども、最上町ではバイオマスボイラーということで、山でなかなか伐採が進まない間伐材の機械を自治体で購入して実際に山の作業を臨時職員なり、公社で雇って、その工事をして山を切り出し、それをそのまま砕いて、どうやって使っているのかなと思いましたが、バイオマスの発電ではなくてこちらの場合はボイラー、社会福祉施設または公立病院、老健をコンパクトシティという意味で1カ所に集められて、そこで使われる温水を全て町内の間伐材を利用して100%バイオマスのボイラー発電の熱で賄っているというような自治体もありました。実際にエネルギーのところはいろいろな利権が絡む部分もあるかも知れませんが、最上町ではそれまで年間重油費で5,000万円使っていたそうなんです。結果的には5,000万円をバイオマスの町内の間伐材で全てを賄って、さらには薪ストーブなりを町内に普及をされている中で、もともとガソリンスタンドを運営されている会社さんが灯油なりの配達にかわって、木質ペレットの配達も始められたり、そういう意味で自治体が方向性を示すということがないとなかなか町民の方々もそちらの方向に進まないという事例もあつて、お会いした首長さん方に伺うとやはり条例化は有効ですし、必要だというお話をされておりました。そういった意味で本町も県でも条例化している話でもありますので、その方向性、決して補助金がどうだこうだでないですよ。方向性としてクリーンなエネルギーを使っていくべきではないかという条例化をする必要があるのではないかなと考えますが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

各市町村でもいろいろな工夫されておられるんだと思っております。売電をするとか、そういった形で町が主導権を持った中でやると、そのための条例化ということだと思いますが、お話のようにいろいろなケースがあつていろいろな方法があるんだというふうに思っております。その中で売電とかやって特別会計とかやった場合には逆

に言うのと施設の投資をしたものが減価償却とか、そういう経営的な感覚で入っていかなければならないですね。そのときに収入が上がってきたのが全部入ってくるというものではなくて、実際ああいうものやってきた場合にはある一定の期間、減価償却なりなんなりでプラマイゼロがいいところで、赤字から入ってというようになってくると思いますので、そういったものについてのいろいろな具体の計画とかというのがもちろんおやりになっていると思いますけれども、そういった細々としたものが出てくると思っております。

それから、ペレットの問題とかそういう方法もいろいろあるようで、色麻さんでもあったような気もしますけれども、そういった形でやっておられるのがいろいろあると思いますが、この町にはどういったものが合うのかとか、そういったこともあるんだと思います。風が強いところは風、山があるところはペレットとか、いろいろあると思いますので、そういった方向性がまだ具体的にですね、それだけいくということでは決してないと思いますので、一部何かのお手伝い、クリーンエネルギーの、そういう形になってくると思いますので、何が和町にふさわしいのかとか、そういったことからまずいろいろ考えなければならないんだらうなど、水道があるから水力といえればそれはそのとおりだと思いますけれども、やれるならみんなもうやっているのかなと思ったり、本管どんどん通っているわけですから、川の流れだってできるわけですよ。だからそういう発想からいけば確かにそういうのもあるんだなと思いますけれども、ただそれに対する研究なり設備投資なりというものがまだ課題として出てくるんだらうと思いますので、これからそういった方向は先ほど言いましたけれども、原発とかなければいけないほうがいいんだということ、いろいろな工夫がされてくると思います。そういったものをいろいろ我々も一緒に勉強しながら、そんなに専門的ではないのですけれども、そういった中で進めていくといたしますか、考えて方向性を探っていくということがまず大事なのではないかと考えます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

本当にそうですね。電気は買う物ではなくて、今の時代、電気は皆さん売れる側になれる状況にあります。特に太陽光発電の話が先ほどありましたけれども、最初は高かったですが、今現在投資でありますので回収がもちろん、投資金額はいるわけであ

りますが、大体皆さん7年から8年前後での回収で残り12年がほぼ利益というような状況で今売電をされている状況にあります。

ぜひ、太陽光に限る話では全くなくて、再生可能エネルギーをもって各地域コミュニティごとに万が一のときには非常時の電源として提供できるような場所があればその日のご飯を炊いたりとか、洗濯をしたりというのも可能になるわけであって、非常時対応にもなるところもありますので、ぜひ私も大分いろいろなところを歩かせていただきましたが、目ぼしいところをぜひ職員の方、または町長に同行いただけるのであればご紹介もさせていただいてもいいと思っていますし、ぜひ今現在調査を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

調査ということですが、今どれがいいという段階でもまだないものですから、その辺については今後そういったものに対しての取り組む方向といたしますか、そういったところからまず考えて、そういったものを模索していきたいと思っております。

あと、もしそういうことが必要ならばそういったところをご紹介いただくこともありますが、現段階ではまだそこまでは行っていないのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

現段階ではそこまで行っていないというお話でありましたけれども、ぜひ各自治体のさまざまな動きを引き続き我々も勉強していきたいと思っておりますし、執行部側にも調査をしていただいて、今の財政状況から今後を見通していい使い方があるというふうに取り組んでいる自治体がありますので、研究を続けていただきたいと思いますというのを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は、午後1時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1件目、災害対応力の向上についてでございます。

自然災害による被害を軽減するためには堤防等のインフラの整備や防災まちづくりによる予防対策を実施することが重要であると思っておりますが、施設整備が完了するまでに相当な時間を要します。施設が完成したとしましても施設の設計外力を上回る災害が発生した場合、堤防からの越水や決壊等により被害が発生する可能性があります。昨年9月の関東・東北豪雨災害における鬼怒川の決壊、そして大和町も甚大な被害が発生しております。このため施設だけでは防ぎ切れない災害は必ず発生するとの考えに立ち備えていくことが重要であると思っております。

以下の3点につき町長にお伺いいたします。

1、県は、吉田川の国道4号線から西の流下能力を毎秒100立方メートルから500立方メートルに引き上げるため、高田橋から綱木橋にかけては河道掘削で川幅を約3倍に広げ、綱木橋から籠釣橋にかけては築堤する方針を示しましたが、町としての考えを伺います。

2、タイムラインとは、災害が発生することを前提として関係者が事前にとるべき行動をいつ、誰が、何をするかに着目して時系列で整理したものでありますが、我が町の防災行動計画（タイムライン）は。

3、防災無線が聞こえにくいという声が多く聞かれます。聞き逃しサービスが7月からフリーダイヤル化になりましたが、災害時に情報が確実に届くように戸別受信機

を活用してはいかがでしょうか。

議長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、鳴瀬川水系及び吉田川水系の治水事業は、明治43年8月洪水及び大正2年8月洪水を契機にいたしまして、大正6年から宮城県におきまして事業が実施されたのが始まりで、大正10年の第二期治水計画に基づき大正10年から河川法による国の直轄事業として改修工事等が実施されてきました。その後、戦後最大規模の洪水とされます昭和22年9月洪水と同規模の洪水が発生しても床上、床下浸水等の重大な家屋浸水被害の防止を目標とする河川整備計画の策定見直しを国及び宮城県が管理区分に応じまして連携・調整を図りながら段階的な治水安全度の向上が図られてきたところです。しかしながら、昨年9月の関東・東北豪雨によりまして、吉田川本流及び支流が氾濫、越水や溢水をしまして、高田地区、舞野地区を中心に浸水家屋が246戸、うち床上が138戸で、浸水面積は約2,000ヘクタールと甚大な被害を受けたものでございます。

このことを受けまして、国は昨年度、災害対策等緊急事業推進費、これは21億円でございますが、これを活用した三川合流点下流の吉田川4.5キロの緊急河道掘削の河川改修事業を実施しております。

また、国と県は、再度災害防止の観点から河川整備計画の変更に着手し、関東・東北豪雨と同程度の洪水に対応することを目標に三川合流点から上流の吉田川の計画流量を毎秒500立方メートルと定め、さらに遊水地群を配置し、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止する整備計画となっております。

県管理区間となります高田橋から籠釣橋までの区間約5キロメートルにつきましては、高田橋から綱木橋は河道掘削、綱木橋から籠釣橋までは築堤する計画となっております。平成33年度を目途とした河川改修事業の採択に向け、現在、国・県で調査設計を行っているところであります。治水は住民の安全・安心な生活を守る最も重要な事項であります。その実現を図るため国・県に事業推進を強く要望してまいり所存でございます。

次に、我が町の防災行動計画（タイムライン）についてであります。タイムライ

ンにつきましては、国土交通省が豪雨災害の備えとして市町村と連携し、2020年度まで策定する方針を決めたものでありまして、策定の経緯としましては、2011年10月にアメリカ東海岸をハリケーンサンデーが襲った際に、ニュージャージー州のバリアアイランドで実践されたタイムラインで、早期の対応が功を奏し、4,000戸の家屋の浸水被害を受けたものの死者を一人も出さなかったことが挙げられます。タイムラインは、河川水や雨量に応じて行政や住民がとるべき行動を時系列で整理し、国からの災害情報に基づき市町村が水防団の出動、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示の発令といった手順等をあらかじめ決めておき、人的被害を最小限にすることを目的としております。国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所管内の10市町村においては、昨年3月に第一次案を策定し、4月1日から運用しております。

昨年9月の関東・東北豪雨では、北上川下流河川事務所から2名のリエゾン、これは災害対策現地情報連絡員のことですが、2名のリエゾンが2日間、大和町に派遣されまして、災害対策本部会議にも参加して吉田川の河川水位の予測情報の提供を受けて避難指示を発令したこともタイムラインによります行動の一つでございます。

本町では、昨年3月に策定した第一次案をもとに吉田川と竹林川の直轄河川管理区間において台風の接近上陸にともなう洪水を対象とした避難勧告の発令等に着眼したタイムラインをことし4月に修正しておりますが、今後もタイムラインを基本として適切な判断により避難勧告等の発令に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時に情報が確実に届くよう戸別受信機の活用についてであります。現在運用しております同報系の防災無線はアナログ方式の老朽化に伴いまして、防衛省所管の補助事業により平成26年度から27年度の2カ年におきましてデジタル方式へ更新したものでございますが、住民への災害等の情報は町内各地に設置した屋外子局101局と戸別受信機290基により伝達しております。防災無線が聞こえにくいという声が多く聞かれるということではありますが、最近の住宅は気密性が高くなっているために聞き取りにくい状況にあることも要因として挙げられます。一方、屋外子局の設置場所周辺の世帯につきましては、騒音であるとの苦情も寄せられているのも事実でございます。現在設置の戸別受信機は地形等の理由により屋外子局が設置できない区域、入院施設を有する病院、入所型グループホームなどを対象としており、聴覚に障害を持っておられる方につきましては、文字表示付きの戸別受信機を設置しております。

災害時の情報が確実に届くための戸別受信機の活用は一つの手段であると考えますが、補助事業を導入するに当たり屋外子局設置との経済比較が伴うことや、外部アンテナと戸別受信機を接続するケーブル配線のため建物の壁に穴をあけるなどの加工が

必要となり、高気密住宅などへの設置を拒む方も見受けられます。町には防災無線に対するさまざまなご意見も寄せられ難しい運用が求められるところでございますが、防災無線の放送内容が確認できる無料ダイヤルサービスや携帯電話やパソコンに配信する登録メールサービスは、室内にいて放送に気づかなかった人でも情報が得られる有効な情報ツールだと思っておりますので、多くの町民の皆様が利用されますよう広報たいわ等によりさらなるPRを行ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

3 番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

昨年の関東・東北豪雨災害、また、ことしの岩手の岩泉町の台風被害と異常気象で、いつどこで災害があっても不思議ではない時代であります。ことしの台風10号は、当初の予報を覆し、岩手に上陸し岩手が甚大な被害に遭いました。降雨量は昨年9.11 関東・東北豪雨災害では大和町では1時間に50ミリを観測し、総雨量は354ミリでありました。ことしの台風10号では、岩手岩泉では1時間に70ミリ、宮古市で80ミリの猛烈な雨が降りました。北海道では3日間で329ミリを観測し、記録的な大雨となりました。大和町でまだ川の整備が進んでいない状況で当初の予報どおり台風10号が宮城に上陸したら昨年9.11をはるかに上回る甚大な被害があったと思います。高田橋から5キロ区間の工事で河川整備がされるまでの期間、このような台風が来た場合、町ではどのような対策を考えているかお示してください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

河川整備が終わる前ということ、そういったことが全くないということはないと思います。そういった場合につきましては、工事はまず急いで進めてもらうということが第一でございますけれども、そのほかに例えば情報の伝達を早くするとか、あるいはタイムラインというのがありますので、そういったものをきちっとやって住民の方々に情報の伝達をする、または正しい行動をとってもらうべく指示をするとか、そういった対応をしていかなければいけないと思っております。自然災害ですので、

いつ来るかわからないということですのでございますから、そういったものにつきましては、これまでの経験といたら変ですけれども、そういったことを踏まえながら最善の対応をしてまいりたいと考えます。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

10月24日から26日まで先輩議員の皆様と千葉のアカデミーで地震や災害、そして防災と危機管理等の研修を受けてまいりました。その後、常総市役所と鬼怒川の視察に行かせていただきました。

常総市は、今年の関東・東北豪雨災害で鬼怒川の堤防が200メートルにわたり決壊し、濁流が市街地に入り家々は押し流され、昭和50年の観測開始以来最多の24時間雨量が551ミリを記録しました。死者が2名、重軽傷44名、住宅被害は8,000棟にも及びました。多くの住民が逃げおくれ、およそ4,300人がヘリコプターやボートで救出されました。常総市役所では、災害の教訓を残すために常総市役所の石碑の裏に浸水したところにラインを引きました。災害を忘れないように、教訓にするように、そして私自身9月の議会で標柱の設置をと質問いたしました。標柱までいなくても常総市のように既存のものでいいのでここまで浸水したという目印を残すべきと感じますがこのことに関してはどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

目印ということですが、建物によってはその建物でここまで来たというあれをやっているところもありますね。公共でやっているわけではございませんが、それぞれの中でやっているところもあると思っております。そういった目安といいますか、そういったことはそれぞれにやっておられると思っております。町が一斉にこう、こう、こうということではなくともそういった対応をなされている部分もあるのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

吉田川下流では期成同盟会を昭和58年に結成し、特にこの7年間では地域が一丸となり粘り強く国交省や地方整備局に要望活動をして、昨年の9.11以降にさらに21億の予算がつき、河道掘削の加速化が進んだと聞いております。吉田川上流でも高田、清水、麓下の3区長が中心となり、6月20日に当時復興副大臣であります若松参議院議員に参加していただいて吉田川水害対策協議会を立ち上げ、地域住民が一丸となり県や国に強く要望活動をしているところでございます。もとより町長初め、町当局の皆様の日ごろの多大なるご尽力には感謝をしているところでございます。願うところは、予算づけを急いでいただき、工事が開始されるまで国交省に対して引き続き強力で働きかけていただきたいと思います、ご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

地元のほうでも対策協議会等立ち上げていただきまして、そういった活動をしてもらうということ大変ありがたく思っております。当然町のほうでも現在もやっておりますし、先週の金曜日も行ってきました、国のほう、あるいは国会議員の先生方、皆さんに今予算の時期でもございますのでそういったお願いをしております。もちろん大和町だけではなくて、この間一緒に被害に遭った大崎市さんとかそういった方々とも協力し合って連携をとりながら、今予算づけということでございますが、そういったことをお願いしておるところでございますので、なお地元の方もご協力をよろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

引き続きよろしくお願いたします。

次に、防災行動計画（タイムライン）についての質問をいたします。

町として昨年3月の第一次案をもとにことしの4月に修正をしたとタイムラインにつきまして先ほどのご答弁にございましたが、いざ災害になったときには人命を守るための行動は避難しかないと思います。

常総市では、昨年の豪雨災害を教訓にタイムラインとともに個人個人のマイタイムラインを既に毎戸配付済みであります。タイムラインとともにマイタイムラインを策定し、個人個人が防災能力を高めることが災害のリスクを低くすると考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

タイムラインというのは今申し上げましたとおり、町のほうでもそういった形で準備と申しますか、やっておりますし、見直しも進めているところでございます。

マイタイムラインというのは今初めて聞きましたけれども、タイムラインにつきましては、水位の状況とか、あるいは天気の情報とか、そういったものを見て、そしてそこから将来的にこれからどう水位が上がるとか、そういったことを勘案しながら計画をして、そして住民の方に情報を提供して、そしていろいろ指示なり指導するところでございます。マイタイムラインというのは、済みません、私見ていないので何ともあれですが、こういう情報が出たらこうですよという提供の仕方だったらできると思いますが、逆に自分で判断をするというものになってしまいますと、現場を見に行くとかそういったものになってしまったときにまた危険が出てくるところもありますので、その辺についてはマイタイムラインとはそういうものでは多分ないんだと思いますが、今後いろいろそういったものを勉強させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

避難をする際には避難所への避難路を明確にすべきだと思います。また、危ないところ避けて避難するには、どこを通過して避難するか一目瞭然のハザードマップを作成

するべきと考えますが、このハザードマップについてはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町ではハザードマップは以前つくってあるんですけども、各戸に配付してあると思います。ただ、今見直しをしております。この間の9.11等がありまして、その辺の見直しをしなければいけませんし、今度の工事の関係等もありますので、そういったものについて整理をされてまだおりませんので、今後つくってまいりたいと思っております。そういったものは必要だと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

いつごろをめどに作成するかをお聞きしたいと思います。

そして、もう一つ、川の整備が終わるのを見届けるまで町民の皆様は大変な不安があります。それまで町民の安全確保に努めていただきたいのですが、このことに関してどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ハザードマップにつきましては、今県のほうでも見直しをやっているところがございますが、ちょっと時間、平成30年と聞きました。それをもってということになります。その前に町のほうとしてはある程度のものは出さなければならぬだろうなという思いもございますが、どこまで正確にできるか、その辺はこれから考えて整理したいと思っております。それから危険があったときの対応というのはもちろんそのとおりで、先ほども申しましたけれども、それを待っているわけではなくて、現在進めているやつ、また今までの経験上の問題とかそういったこともありますので、今正式

なものではない中で改良を加えて積み上げてきているものがございますので、そういった形の中で皆さんに安全のための対応をしっかり指示していきたいと思っております。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

ぜひ急いでいただき、ハザードマップをよろしくお願ひしたいと思ひます。そして、ハザードマップをもとに個人個人のマイタイムラインとして避難行動を明確にしていくことが大事だと思ひます。

このマイタイムラインの長所として1つ目にリスクを認識できるのではないのでしょうか。例えば、自分の家が浸水してしまうとか、また避難所まで遠いとか、自分のリスクを認識することができると思ひます。2つ目に逃げるタイミングがわかると思ひます。いつ逃げるか、誰と逃げるか、また、危険な場所をよけて逃げるにはどうしたらよいか、そのタイミングがわかると思ひます。3つ目に地域で避難するときの検討会などを設けて意見交換などをするにより、価値的な避難ができるのではないのでしょうか。この個人個人のマイタイムラインができるると災害時の防災行動をチェックすることができるので、対応の漏れを防止することができると思ひます。また、災害時の判断をサポートすることもできると思ひます。そうしたことで、逃げおくれがゼロになるのではないのでしょうか。

ここに昨年の豪雨災害で危機一髪だったところで助かった2件の例があります。

9月10日の午後11時の避難指示である壮年の方は高齢のひとり暮らしの方が心配で避難所に乗せていくのに迎えに行ったのですが、まさか夜中の11時に避難指示が出るとは思わないので、寝てしまつて何度も何度もドアを叩いても大雨で聞こえなくてやつのことで起こして避難所に送つていき、自分は戻つてきて慌てて大急ぎで低いところの荷物を高いところに上げて再度避難所に向かうとき自分の車はツルハあたりで浸水で動かなくなり、乗り捨てて自分も流されそうになりながらも草につかまつて歩いていつてやつの思ひで避難所についたそうです。この方は、地域の責任者なので、皆さんが避難したかが心配で避難所に向かったそうです。ご自分の乗り捨てた車は水没して廃車になってしまいました。

もう1件は、2人の息子さんが、水位がどんどん上がつてきたので隣のひとり暮らしの病気がちなおばあさんが心配で、すごい水の勢いでしたがおばあさんをおんぶし

て、息子さん2人で手をつないで流されないように必死で家に連れていったそうです。

2件とも命の危険にさらされながらも自分たちの命も顧みないで救出した勇敢な行動に本当に頭が下がります。このような方がいたことのご認識はございましたか、また、このことに関してどのように思われるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

昨年の9.11につきましては、本当に大変な被害があったということを改めて思い出すところがございますし、いろいろな方々のご協力があって大和町はそういった人的被害がなかったということ、本当にそういった方々に感謝申し上げたいと思っております。11時の避難指示ということでございますが、おっしゃるとおり11時で、何で11時だというお話もあろうかと思えます。あのときの段階では、避難勧告、避難準備、そういったものを飛ばして、もっと遅くなってしまうということ、本来であれば1時、2時ごろにその時期になってしまうということだったので、それではどうしようもないということで、その前段をはしょったという形になりますが、前を見てやったところですが、それでも11時だったということでございます。その判断についてはいろいろご意見があろうかと思えますが、そういった状況の中であったということで、皆さんに大変なご苦労といえますか、非常に危険な目にも遭わせてしまったというふうにも思っております、大変申しわけなく思っております。そういった中で多くの方々のご協力あって、そして地域の高齢者の方々等助けていただくということ、大変すばらしいことだと思っておりますし、今お話のプランにつきましても、個人個人のというものについても先ほども申しましたけれども、こういった形がいいのか少し勉強させてもらいたいと思えますが、やはり行政でやれる部分はもちろんあるんですが、地区でやってもらって、今回なんか特にそういったすばらしい事例だと思っております。今自主防災組織とか各地区でつくっていただいておりますけれども、そういった組織におきましてもこういった場合はどういうことをしたらいいんだとか、そういったものもいつも訓練もやってもらっていると思えますけれども、そういったときに話し合いとかやってもらって、地区地区のやり方といえますか、そういうものも地区でもやっていただければ大変行政としても力強くありがたく思います。我々がやることはもちろんしっかりやっていきたいと思えますけれども、そういった形で地区か

らのご協力といたしますか、それはぜひお願いしたいと思っております。そのタイムラインにつきましては、先ほども言いましたけれども、町のはそういう形でやっていますが、マイタイムラインというのがどういうふうにあるべきなのか、その辺は議員勉強されておられるようでございますが、われわれももう少し勉強してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

マイタイムライン、またタイムラインのほうもご検討お願いいたします。

次に、戸別受信機についての質問をさせていただきます。

現代の建物は高气密になっていて、防音効果も高く、防災無線は大雨などでは特に聞こえません。そして、高齢者は携帯もないし、耳も遠く、ましてやパソコンや携帯の操作もできないし、メール配信も見ることができません。防災無線が山にこだまして何を言っているかわからないという方もいます。町として戸別受信機の設置数は290台、また聴覚障害の方は18台とお聞きしております。吉田川下流の大崎市鹿島台では、旧鹿島台町全世帯の4,000世帯に現在戸別受信機の設置工事をしているそうです。鹿島台は、何度も水害に悩まされてきました。次は大崎市全域に設置してほしいという要望が上がっていると聞いております。

6月議会で聞き逃しサービスを有料から無料にすべきと質問をさせていただき、7月1日から早速フリーダイヤル無料にさせていただき担当課の皆様には感謝を申し上げます。そこで、フリーダイヤルのアクセス数はわかるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

フリーダイヤルにつきましてはご質問いただきましたが、町のほうでも準備しておりましたので、ご質問があった後すぐに対応できたと思っております。アクセス数ということでございますけれども、9月、10月、11月と9月が52件、10月が75件、11月が41件、3カ月で168件、月平均56件ほどになっております。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）
せっかくフリーダイヤルにさせていただきましたので、一人でも多くの人が利用できるように推進をしていただきたいものです。

さて、今年の豪雨災害のとき、夜中に避難指示が出て大雨で防災無線が聞こえないから寝ていて布団に水が上がって冷たくて飛び起きたがどうしようもなかった。消防署に連絡しても消防署も水没して救出にも来られなかったという人が続出でありました。ましてや吉田川の今の堤防が崩れている状態で昨年を上回る台風が来て大規模な水害になって避難指示が出て防災無線が聞こえない、このようなときどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
できるだけ指示とかは早く出したいと思っておりますが、指示が出た場合には消防団の方が一軒一軒回ってそういった情報は提供もしてもらっております。なかなか全一週にという、消防団の方だけでというわけではございませんけれども、先ほども言いましたそういった防災無線、無料電話とか、いろいろなものをやりながらやっていかなければならないんだと思っております。これで100%できるというものがあればそんなにいいことはないんですが、その室内の無線についても例えばスイッチを切っている場合があったりいろいろなケースがあるので、これでよしということではなくていろいろな方法でやっていかなければいけないんだろうなと思っております。そのためには先ほども言いましたけれども、消防団の方々とか、地元の方々のご協力もぜひいただければいけないところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

今は異常気象で最悪の状況を想定した判断が必要だと思います。特に床上浸水住宅被害182世帯、法人等64世帯、合計246世帯を含め被害の大きかった地域に、試験的に戸別受信機を設置してみてもいいでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

戸別受信機につきましては先ほど申しましたとおり、今はそういった形でやっておられないという状況、あるいはさまざまなほかの課題があるということがあります。今度デジタル化にかえるときにそういったことも検討はしました。戸別にしたほうがいいのではないかと、そういったときにさまざまな障害というか、いろいろな問題があり、費用の問題もございますし、そういったことがあった中で、戸別でやるエリアとそうでないエリアと、あるいは施設とそういった区分けをしたところでございます。そういったことでございますので、現在は今の体制、そして先ほど言いましたけれども、ダイヤルサービスであれメールサービスであれ、そういったものを複合的にやっていくという形で考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

費用があるとおっしゃいましたが、人の命はお金にかえられないのでこの吉田川のまだ予算づけもなっていない現状で昨年被災した方々からはたくさんの不安の声が上がっております。ハード面、ソフト面、早急な災害の対応を望むところでございます。

次に、2件目に移らせていただきます。

2件目は、児童虐待についてでございます。児童虐待防止への早期発見と適切な保護に対応するため、要保護児童対策地域協議会(要対協)が設置されております。要対協は、児童虐待防止対策事業として重要な会議であると思ひます。概要と開催状況をお伺ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、要対協の概要ということでございますけれども、本町では関係機関連携のもとに個人、家族、地域、行政、各関係機関が連携しまして、妊娠期から高齢期まで全てのライフステージを通した虐待防止、早期発見、適切な保護並びに再発防止に向けた地域全体での取り組みを推進するため、本年度に大和町子供虐待防止連絡協議会を廃止しまして、新たに大和町虐待防止対策地域連絡協議会を設置いたしました。協議会につきましては、代表者会議と実務者会議によって組織されておりまして、代表者会議では保護を要する方への支援活動が円滑に機能するよう環境整備に努めることとして、協議会での年間活動方針などについて協議を行っております。実務者会議につきましては、個別の保護を要するものの関係機関の実務者により構成しておりまして、関係機関が現に対応している虐待事例の危険度、緊急度の判断に関することや、保護を要するものの状況の把握及び問題点、支援の経過、報告及びその評価並びに新たな情報の共有、支援方針の確立及び役割分担の決定などについて協議を行っております。開催の状況でございますが、代表者会議につきましては年1回程度の開催としておりまして、ことしは11月11日に開催しております。また、実務者会議につきましては、本年度は7月と11月に開催しておりますが、さらに来年2月の開催の予定となっております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

概要は理解いたしました。

この概要の中に構成メンバーをお聞きしたいのですが、どのような方が入っての構成メンバーになるかをお聞きいたします。また、任期は何年になるかをお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メンバー、任期等につきましては、担当課長からご報告申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

ご質問にお答えいたします。

町の要保護児童対策協議会につきましては、本年度設置しました大和町虐待防止対策地域連絡協議会が兼ねるとされておりまして、まず初めに構成メンバーでございますが、黒川郡内の医師会、本町の民生委員、児童委員会の協議会、さらに区長会、保健推進委員会、人権擁護委員、学識経験者、大和警察署、それから県の中央児童相談所、町の公立保育所、町内の私立認可保育所、町内私立幼稚園、町立小学校・中学校、町内児童館、障害福祉サービス事業所、障害指定相談支援事業所、介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人保健福祉施設、大和町社会福祉協議会、宮城県の仙台保健福祉事務所、町の関係機関としまして教育総務課、保健福祉課、子育て支援課が構成メンバーとなっております。その任期でございますが、3年ということにしております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

メンバーについては理解いたしました。

児童虐待は、全国的にも増加の傾向にあります。11月は児童虐待防止月間です。公明党としましても2000年の法律施行から毎年11月に全国一斉に街頭演説を行い、児童虐待撲滅運動をオレンジリボン街説として行っており、私も町内で行ってまいりました。オレンジリボンは2004年に栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末に亡くなった痛ましい事件を受け、市民団体などが虐待防止の啓発のために2005年から始めたオレンジリボン運動のシンボルマークです。このオレンジ色は子供たちの明るい未来を

あらかし、オレンジリボンには子供虐待を防止するというメッセージが込められています。2015年に全国の児童相談所が対応した虐待の相談件数は、ついに10万件を超えました。調査が開始された1990年以降、相談対応件数は25年連続で過去最多を更新し続けていますが、我が町の現状と要対協に専門的立場の弁護士と現場をよく把握している医師を入れるべきと考えますが、ここに黒川郡の医師会、また学校医等とございますが、専門的立場の弁護士と現場をよく把握している医師を入れるべきと考えますが、お聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

医師会の方が入っておられるということで、お医者さんといいますか、専門という言葉がどういった形が専門というのかいろいろあるんだと思っておりますけれども、それで、まずこの構成の中で先ほども申しました部会の中でいろいろな意見の交換なり情報の交換をやります。その中でもう一步進むという段階になったときにはそういったことも必要になってくるのかなと、顧問弁護士等もおりますので、ここには入っていませんよ。入っていませんけれども町の弁護士もおりますのでそういった相談もできると思います。常にそこに入るかどうかということにつきましては、そういったことは現場の人たちの声も、現場といいますか先ほどのメンバーですね、そういった方々のご意見等も聞きながらいろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

数日前のマスコミの報道によりますと、大崎市の28歳の男がことしの7月に生後4カ月の長男に対して暴行し、頭部などに重傷を負わせ逮捕されました。また、母親が我が子を死に至らしめたりと悲惨な事件が後を絶ちません。残念ながら虐待死に至ったケースの多くはもっと早くに子供を保護すれば助かったケースが少なくありません。虐待かと思ったらいち早く189番へ、地域みんなで子供を守ることが大切ですが、189番は知っている人が少ないと思います。広く知っていただくために町として何か対策

をしていますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この件につきましては担当課長からご説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）
子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）
お答えいたします。

本町としましては、11月虐待防止月間ということで1階のホールのほうにポスター、こういった月間のものを掲示しています。また、今回広報たいわにおきましても委員おっしゃったとおり、「189番いち早く」こちらを広報に掲載させていただいておるところでございます。そういった形で周知はさせていただいているところでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

虐待の未然防止を目指して子育て家庭の社会からの孤立を防ぐために妊娠から出産、子育てまで一貫して支援する体制づくりが全国で進んでいます。東京の大田区や兵庫三田市の取り組みが新聞報道されています。妊娠期から就学前までを支援する自治体の取り組みは、フィンランドのネーボラという制度がモデルになって今進んでおります。フィンランドの子育ては日本とは全く違うと言っていいかもしれません。先ほど千坂議員の質問にもありましたが、フィンランドでは子育ては男女平等、男性の育児は当たり前だそうです。乳児期から保育ではなく、教育だそうです。育児のサービスに選択肢が豊富であります。公共交通機関ではベビーカーが優先されるそうです。妊娠、出産、育児について、男女が関係なく双方の親が平等に担える仕組みづくりの取

り組みがフィンランドではなされております。本当の意味での男女平等、うらやましいと思います。ちなみに2015年度、フィンランドはお母さんに優しい国ランキング2位だそうです。日本は32位であります。公共機関でのベビーカー優先は当たり前だそうです。社会が子育てを支える仕組みができ上がっているため日本のようにベビーカーを押しているだけで肩身が狭いといったことがないそうであります。

さて、このネーボラは、アドバイスという意味で東京都は2015年から都内の区市町村に対し、相談員の確保や育児用品の購入などを支援するゆりかご東京事業、東京版のネーボラをスタートさせました。親の不安解消とストレスによる子供への虐待防止の観点からネーボラ、アドバイスの場が必要と考え、我が町にも母子ケアの切れ目のない支援が大事と思いますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ネーボラとおっしゃいましたか、何か突然出てきたようで、フィンランドのお話、国によっていろいろな制度があるんだと思っておりますので、比較というのがなかなか難しいと思っております。相談役ということでございますけれども、そういった形のもはうちのほうでも保健師さんとか皆やっていると思っております。今回のこの連絡協議会もそういった中での情報の収集、あるいはそういった情報の提供というんですか、共有といいますか、そういった形で進めておりますので、東京等のやり方とはイコールではもちろんないんだと思ってございますけれども、相談とかそういったことは大事なことだと思ってございますので、そういうのはやっていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

虐待死に占めるゼロ歳児の割合は44%と高く、出産直後に支援につなげることが欠かせないと思います。チャイルドファースト社会を目指し、大和町が日本一安心して子育てができる町になりますように最後に町長のご決意をお聞きして質問を終わります。

す。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

チャイルドファースト、新しい言葉がどんどん出てくるので。

何よりも子供が大事だということは、それは間違いないことだと思っております。ですから、子育てということについてしっかりやっていきたいと思っておりますし、その中で虐待とかあってはならないと思っておりますので、そういったものの対応はしっかりしていかなければいけないと思っております。この間講習会で先生が来られましてお話を聞いたら、その虐待というものについて、先ほどありました妊娠中とかそういったときからの指導も大切なんだというお話が、それは講話の中ではなかったんですが、お茶を飲みながらその中でございましたが、そういったお話も聞きました。そういう段階からそういうことが特定されるわけではないんだけど、ある程度見えてくるといいますか、そういったことがあるということでございまして、それにはお母さんの生まれた環境とかそういったことからの影響とか、そういうのもあるんだというふうに伺いました。だから、生まれた子供さんももちろんなんですが、そのお母さんといえますか、そういった方々のケアといえますか、そういったことも非常に大事なんだと思っております、これはまた大変な奥が深いといえますか、奥が深いと言っているのかどうかわかりませんが、いろいろな課題があるんだなと思っております。いずれ子供たちにつきましては、そういった環境に生まれたくてきているわけではなく、周りがそうしてしまうということでございまして、そういったことはないまちづくり、そういったことをしっかりやってまいりたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午後1時53分 休 憩

午後2時03分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を行います。引き続き一般質問を行います。

5 番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

皆様、こんにちは。

それでは、私から通告に従いまして1件質問をさせていただきます。

質問の内容は、運転免許証の自主返納制度の取り組みと支援策についてでございます。

平成10年から運転免許の自主返納という制度が始まりました。自主返納制度の背景には65歳以上の高齢者による事故が多発していることが要因とされ、現在でもいまだ年間1万件以上も高齢者による交通事故が発生しています。全国的に交通事故件数自体は年々減少しているものの高齢ドライバーによる交通事故は増加の一方でございます。特に最近高齢者の運転による事故のニュースを見聞きいたします。各都道府県や各市町村においては、免許証を自主返納し、運転免許経歴証明書を取得することで特典が得られるものもあります。我が町でも免許自主返納について真剣に考えるべきであります。促進するために町独自の特典を充実するべきであり、デマンドタクシー(運賃、運行範囲)の見直しが必要と思われませんが、町長としての所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、運転免許証の自主返納制度への取り組みと支援策についてのご質問にお答えいたします。最近高齢ドライバーの高速道路逆走や歩行者が巻き添えになるなど悲惨な交通事故が頻繁に報道されております。宮城県警察本部の情報では、ことし県内での高齢ドライバーが第一当事者となった交通事故の発生件数は、平成28年9月末現在で1,135件発生しておりまして、死者数は11名でございました。前年同期と比較しまして死者数は5人減っておりますが、発生件数は74件増となっております。過去10年間の発生件数につきましては、増減を繰り返しながらの緩やかな増加であります

が、全事故に占める高齢ドライバー事故の割合は平成18年の10.2%から平成27年の17.8%へと右肩上がりに顕著に増加しております。

交通事故防止策としましては、70歳以上のドライバーの方には運転免許更新の際に高齢者講習が義務づけられ、75歳以上の方には高齢者講習の前に講習予備検査（認知機能検査）も義務づけられております。運転免許証の自主返納制度は、加齢等により身体機能の衰退や判断力が低下し、安全な運転に支障があるなどの理由により返納する制度であります。大和町内のことし9月末現在での65歳以上の高齢ドライバーは、3,164名で返納者は13名となっております。運転者の自主的な意思に基づくものであるため、まだまだ返納率は低い状況でございます。返納率を上げるためには、関係機関等と連携して自動車の運転に不安がある方が運転免許証を返納しやすい環境づくりに向けた取り組みを推進する必要があると考えております。

次に、デマンドタクシー（運賃、運行範囲）の見直しについてのご質問でございます。本町の公共交通機関は、平成27年度の町民バス再編によりまして、吉岡地区からもみじヶ丘、杜の丘地区を經由して宮城大学間を運行する町民バス宮床線と宮床、吉田、鶴巣、落合の4地区と吉岡地区を結ぶデマンドタクシーを運行しております。デマンドタクシーの運賃につきましては、デマンドタクシー導入の際に高齢者等の負担を軽減するため、70歳以上の高齢者の方は半額免除の150円、障害者の方は全額免除の無料とし、さらには65歳以上で運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を提示した方に対しましても半額免除としているところです。また、平成27年度の利用状況としましては、免除対象者の割合は利用者全体の82%と非常に高い割合を占めているところですが、運転経歴証明書を提示された方の免除利用は現在まで実績がない状況でございます。今後さらに減免制度等についてもPRに努め、利用促進を図りたいと考えております。

次に、デマンドタクシーの運行範囲につきましては、宮床、吉田、鶴巣、落合の4地区と吉岡地区を結ぶ相互運行としております。これは、町民バスの運行を廃止し、その代替として運行しているもので、公共施設、医療機関、商業施設や金融機関等が集中している吉岡地区への生活の足の確保を目的としているもので、運行区域の基本的な考え方は町民バスと同様ですが、その基本的な考え方の中でご意見を伺ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

5 番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

では、これから質問するに当たりまして認識合わせのために何点か基本的な質問をさせていただきます。

答弁の中で、平成18年10.2%から平成27年度17.8%という形で高齢者ドライバーの事故がふえているというお話をいただきました。このふえている要因、どういうのが原因だと考えておられるのか、私見でも構いませんがその辺認識ありましたらお聞かせください。高齢者ドライバーの事故がふえている要因ですね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは統計的なものとかそういうのがございますけれども、私はちょっと認識しておりませんので、個人的な考え方ということになるかと思いますが、高齢者とはいいながら行動範囲がお元気であるということだと思いますね。ですから、利用する回数といいますか、そういったものの回数が多くなっているのではないかと、10年前ですからそんなに違わないかもしれませんけれども、それだけ元気な方は積極的な方というんですか、そういう方がおいでなんだろうということ。あと、一方でそのとおり公共交通機関等が減ってきている場所もございますので、そういったところにつきましては、車を運転しないとなかなか仕事、用足しができないとか、そういったこともあったりするのではないかと思います。これはあくまでも私見でございます。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

今行動範囲が広がっているとか、公共交通機関が少なくなったとかございますが、あともう一つ私の認識では認知の衰えが一番大きな理由ではないかと考えております。何かといいますと、一瞬の判断が年齢とともに遅くなる。それは私ども40代、50代でも同じでございます、やはり若いときから比べるとどうしても一瞬の判断、やっぱり交差点とか高速の追い越しとか一瞬の判断が遅くなっているのかななんて思ってお

ります。

もう一つ、答弁の中に返還者の話がございました。大和町内のことし9月現在での65歳以上の高齢ドライバーは3,164名と返納者13名となっていて、まだまだ返納率が低い状況にあるというお話をいただきましたが、やはりこの返納率が低い理由、これも私見でも構いませんがどのような理由が挙げられるのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これも認知ということではなくて、例えば農家の方が多いとかですね、そうしますと、田んぼに行くとか、畑に行くとか、そういったことについてはやはりどうしても車が必要だということがあると思います。公共交通機関がということももちろんあるんですけども、それ以上に現役の人として働いている段階で、まだ70ぐらいですと農家の方まだまだ現役といいますか、やっておられますので、そういったことでそっちのほうの仕事に差し支えるとかそういったこともあるのではないかなと、したがって返納はなかなか難しいのではないかと、要因の一つとして、ではないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

農家の方が多いと返納率が低い。確かにそれは一理あるのかなと思います。

高齢者の免許返納につきましては、2014年12月の定例会において同僚議員が質問しております。その答弁の中で「広報等を利用し、交通安全週間とかそういうものを利用してPRして返還率を上げたい」という答弁をされております。その2014年12月からこれまでの間、どのようなPRをしてきて、その成果があったのか、ないのか、その辺ありましたらお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

返納につきましては、そういった形でいろいろな場で話すとかということですが、成果というか、平成25年から26、27、28とあるんですが、平成25年は6名でした。そして、平成26年が15名、平成27年が22名、残念ながら昨年が13名とあるんですが、人数的には伸びているといってももともとがあれですけども、そういうことで返納される方がそういう数では動いております。

議 長 （馬場久雄君）

梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

やっぱり私が考えるには返納推進の広報が少ないというか、呼びかけが足りないのも一つの理由ではないかなと思っています。ここ最近ですが、よくテレビ、メディアでこの高齢者のことについていろいろ特集番組もしておりますし、警察署のほうも大分本気という言葉が適切ではないかもしれませんが、大分取り組んでいるということになります。特に返納することによって、返納した場合、身分証明書になりますよと、証明書の発行をしてもらえば身分証明になるとか、返納されても5年前であれば証明書がもらえると、そのような広報もする必要があるのかなと思っています。答弁の中で私、町独自の特典というんでしょうか、優遇についてどのようなふうを考えていますかという話をしましたが、その辺ちょっと答弁がなかったんですけども、前に2014年当時の話ですと、返還手数料の1,000円は交通安全協会で負担しているという話を聞いていますが、町としての特典、優遇ですか、私が今調べたところ、デマンド、町民バスの減免ぐらいしかないのかなと思っていますが、ほかに何か町としての優遇策、特典がありましたらお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町としての優遇というのは、議員さんがおっしゃったとおり、返還したときにデマンドが半額になるということです。

議長（馬場久雄君）

梶田雅之君。

5番（梶田雅之君）

私がホームページで各都道府県や各市町村における返還時の特典を調べました。いろいろございまして眼鏡購入時、引っ越し、食事の割引券などがあるとかいろいろございまして、やはり一番多いのがタクシーやバス、公共交通機関の割引が一番多い状態でございます。特に特典につきましては、都市部ほど特典が多いというのが現状でして、宮城県におきましては、仙台市以外の自治体における方に関しましては、タクシーの1割引きであるというぐらいの特典しかないということもございまして、なかなか特に東北地方のほうは返還率が低いという状況でございます。

また、返還しない理由としましては、やはり生活に車が必要であるということが第一でございまして、病院や買い物、先ほど言った行動範囲のこともございまして、なかなか返還できないという理由がございまして。

1つ提案なんですけど、返還時の特典としまして、特典にも2種類ありまして、継続的な特典、先ほど言いましたデマンド、町民バスの割引もございまして、返還したそのときだけもらえる特典も考えるべきではないかと思っています。特に先ほど言いましたように、病院、買い物に行くのに車がないのは大変厳しい地域もございまして、返還した場合に例えば例としてタクシー回数券を支給するという政策を考えてはいかがでしょうかと、有効期限は3年とか5年とか、有効期限を設けても構わないと、ただし、タクシー券といたしましてはタクシー券は2,000円とか1,000円のタクシー券もありますが、あくまでも自宅から病院、自宅から役場。といいますのは、各住んでいる方によりましてタクシー料金が違います。ただし、高齢者の自主返納者に限りましては病院に行く方は同じなんですよね。例えばうちはもみじヶ丘から役場、黒川病院になりますと、片道昼間ですと2,500円前後かかります。地区によりましてはもっとかかることもございまして、吉岡の方であればそれこそ1,000円以内で来る方もございまして、あくまでも病院、役場、もみじヶ丘の場合ですと杜の丘出張所でございますが、病院なら病院でも構いませんが、病院に通院するための補助として自宅から病院までのタクシー券というんでしょうか、そのような形で返還時の優遇策を設けるということもよろしいのではないかと思うんですね。当然、タクシー会社は大和町内ですから大和町のタクシー、言い方はありますが、デマンドタクシーをやっている大

和タクシーとみちのくタクシーさんですか、その限定でも構いませんし、そうすると企業間による弊害もないのかなと思いますが、このような形で返還時に何かしら優遇を設けるということにつきまして、町長の所見がありましたらお答えください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

タクシー券というのも一つの方法であろうと思います。ただ、それはデマンドを使っても同じといたしますか、自宅から病院に来るということでございますので、そういったデマンドの利用というのと重なる部分があるのかなという気がします。今、もみじヶ丘、杜の丘のほうにつきましてはデマンドがないものですから、そういったご意見もあるのかなと思いますが、あちらにつきましては町民バスという形ですので、ですからそういったことでもみじヶ丘のほうからでもデマンドを使えるというような方法も一つの方法かなと、ただ、これはあくまでもデマンドというのは吉岡に乗ってくると言ったら変ですが、そういった方向性がありますので、これが泉とかそちらに行くというわけにはいかないところがありますけれども、そういった方法もあるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

今大変いいご意見、デマンドタクシー、杜の丘、もみじヶ丘範囲外でございますが、それも検討するのも一つかなというような、私勝手に捉えたようなご意見ですが、そういったものもございました。

これからますます高齢ドライバーがふえていく中、町民バス、デマンドタクシーというのが本当に重要になってくると思います。そこで我が町の町民バスデマンドタクシーについてご質問させていただきます。

今デマンドタクシー、町民バスですが、条件としまして減免の話ですが、65歳以上で運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を提出した方も半額になると、ただし、70歳以上の方も半額であるという減免措置がありますが、この自主返納した年齢、65

歳以上というのがあるのが私はどうも自主返納する方にとっては当然若年性痴呆症の方もいますし、若くして目の病気、いろいろなことがございまして自主返納した方がおられるかと思います。なので、自主返納者に関しまして年齢制限をつけていると、この理由というのは何かございましたらお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自主返納の年齢の理由ということですがけれども、特別この年で返納しなさいという決まりはないんだと思っておりますけれども、65を一つの基準にしているということで、したがっていろいろな理由でもっと前に返納する人もいらっしゃるんだと思っています。個人の理由でですね。免許証を返納する方もおいでだと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

多分質問の内容が通じなかったと思うんですが、自主返納者は65歳以上でないと町民バス、デマンドタクシー半額にならないという捉え方で私はこちらのデマンドタクシーを読んだんですけれども、今そういう状況でございますよね。ただ、私が言いたいののは、自主返納した方は年齢を問わずして半額にするべきではないのかという意見なんですよ。もし先ほど言ったように年齢、例えば65歳と何かしらの理由があったのか何かわかりませんが、年齢制限をつけていた理由があるのであれば教えていただきたいというご質問だったんですけれども。よろしいですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

返納制度につきましては、高齢者ということで町のほうでやっているわけですね。高齢者の返納に対して免除をするということですから、ですから高齢者ということで

65歳というラインを引いております。

議 長 （馬場久雄君）
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

今の答弁を聞きますと、自主返納者に関しましては高齢者を対象としていると、なので若年者に関しては、今は考えていないという失礼かもしれませんが、助成の対象ではないよという考えで進めているということによろしいということですね。となると、なぜその交通弱者に対してやはり年齢制限をつけるのかというのが私はどうもじっくりこないでその辺これ以上質問してもあれなので、そこがちょっと気になったので今回質問させていただきました。あくまでもやっぱり自主返納者、その年齢を問わずして何かしら当然先ほど言いましたように、免許を返納するという方に関しましては何かしらの事情がある。先ほど言った若年性痴呆症であるとか、例えば目が悪くなって耳も悪くなって、ちょっとこれ以上は、自分は運転してもいいけど自分が運転することによって相手を傷つけるのではないかという方がほとんど自主返納するのではないかなと、特に若くして返納する方は、ということもございまして年齢の撤廃を提案いたしますが、そのことにつきましても何かありましたら再度お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在は高齢者ということでやっておると申し上げました。そうしたいろいろな事情があるケースが出てきているんだと思っておりますが、それはまたこれとは別制度の中で、別制度といいますか、この考えとはまた別な形で障害とかそういった形の中のお手伝いといいますか、そういう形になるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）
梶田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

わかりました。ぜひ別制度の中でご検討いただければと思います。

それで、また2014年の話になりますが、2014年の質問の中で「町民バスの無料化につきましても前向きに検討してまいります」というような答弁がございました。それから2014ですからもう2年近くたっていますが、今は当然無料化について検討しているのかどうか、その辺の状況がありましたらお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

無料化という話が具体に進んでいる状況にはございません。今デマンドの見直しと申しますか、ルートの見直しとか、そういったことをやっている中で、全面的な無料化というものについて具体の検討にはまだ入っておらない状況でございます。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

そこで、私からその辺、先ほどの最初のデマンドタクシーの件で杜の丘、もみじヶ丘も検討するようなお話もございましたが、今のデマンド、町民バスの運賃形態3種類でございます。全額免除、これは障害者の方は全額免除ですと、あとは半額免除、70歳以上の方と65歳以上の返納者、あとは免除なしという3段階にございますが、これを例えばもう1段階ふやすなり、今の無料化のほうの枠を広げまして自主返納者もその無料化の中に入れると、あとは当然今平均年齢も大分高くなっておりますので、半額の対象者を70歳なら70歳のままで構いませんが、無料化の年齢を80歳にするとか、85歳にするとか、そのようなやり方もあると思うんですよね。特に大きく年齢で分けられるのが前期高齢者、後期高齢者、65歳、75歳、大和町の場合ですとそのほかに敬老祝い金がもらえる80歳という年齢がございますが、その運賃形態は今3つに区分されている中での年齢の見直しをするなりして、あくまでも高齢者にやさしいようなやり方も一つかと思いますが、その辺の考え方につきまして今町長はどのように考えているのかありましたらお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

料金の見直しというか、無料化という話だと思うんですけども、このことにつきましてには町民バスのスタートするときにもいろいろなお話があった中でそれなりの負担をした中でやるべきではないのかというご意見もあってスタートいたしました。そういった中で高齢者の方、障害のある方という、そういったものも設けてきたところです。無料が一番いいという、それはそのとおりなんだというふうに、使う方にとってはそういうことでありましようけれども、やっぱりその辺についての考え方は一つ整理してしまわないと全てそういった形になっていったときにやはり皆さんの税金を使うわけでございますので、その辺のバランスといいますか、そういったことも考えていかなければいけないと思っております。お使いになる方については当然そうだと思いますけれども、そのお金は皆さんからいただいた税金だということにもなっておりますので、その辺はいろいろ考えながら、お互いに皆さんが納得できるような中でのよりよいサービスを目指していかなければいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

無料化はなかなか厳しいものもございまして、平等化の問題からちょっとという話もございました。それでは、デマンドなんですけれども、今の利用率、ことしの4月から9月、ちょっと調べました。昨年ですと運行率が37%でことしは41.5%と、吉田地区におきましては50%を超えている便もあると、それに関しましてはセダントタイプのタクシーであるとか、そういういろいろな理由もございしますが、地区によりましては宮床地区では39%とか、朝の便とかは大変少ないというのがございます。そこで、やはり今デマンドタクシーの問題というのがやはりみじヶ丘、杜の丘、吉岡が対象外ということもございまして、この高齢者と先ほどあくまでも今回は免許証自主返納者なんですけれども、このような利用率であれば自主返納者なり高齢者も特例というか、そういう条件つきで乗せるのも一つ案だと思うんですね。あくまでも若い世代は

だめですけれども、例えば年齢制限、75なり80でもいいですけれども、の方及び自主返納者の方はデマンドタクシーも利用できますよ、もみじヶ丘、杜の丘、吉岡の中というのも一つだと思います。あともう一つ言われているのが、地区内の移動も可能にしたらいいのではないかと、地区内というのは何かといいますと、宮床であれば宮床の地区内、どこの地区でもそうですけれども、各吉田、鶴巣、落合に関しましてもその中心部がございます。そこまでの足が必要だという方もございますので、あくまでも地区内に限る、今までの運行プラス地区内の移動というのも認めるべきではないかと、それも当然年齢制限何かしらつけても構いませんが、そういう形も一つだと思うんですが、このような提案につきまして町長のご意見ありましたらお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

デマンドバスにつきましては、ご案内のとおり、町民バスの代用品ということでございますので、そこに基本があるというふうに思っています。その中で町内の移動というふうになってきますと決まった数のデマンドタクシーの中で需要といいますか、その辺のものとかそういったものも課題として出てくるのではないのかなと思いますし、それから、タクシー業界の方もおいでですので、そういった方々のことについてもいろいろ配慮は当然必要だと思っております。多くの方々にいろいろな使い方をしてもらおうということは大変、そうやって使ってもらうためにやっているので大いに利用してもらいたいところはありますが、その辺の一つの約束といいますか、その辺のラインが一つそこはやっておかなければならない部分なのではないかと、あくまで先ほども言いましたとおり、バスの代替ということですので、便利に使ってほしいというお気持ちは十分わかるんですけれども、そこまではなかなか今手が回らないというか、そこまではちょっと難しいのではないかなという気がします。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

ですから、町民バスの代行であるという意味からして地区内の移動というのを私言

ったんですよ。というのは、今までは宮床であれば集落センターなり原阿佐緒記念館だとか、そのルートだけですので、あくまでも宮床地区内という形で言ったんですよ。それであれば今までは例えば、言い方悪いですけども、中野地区さんとか山田地区から集落センターまでは移動できましたと、それはあくまでも今までと同じように町民バスの路線の一部ですよ。だからあくまでも地区内という形で、落合、鶴巢、宮床、吉岡という形の範囲の中であれば可能ではないのかなと、そんなに敷居が高いのではないのかなと思うんですよ。なおかつタクシーの契約に関しましても宮床地区、吉岡地区とか、そういう地区で分かれておりますから、その中で運行率は今のところそんなに、40が高いか、50が高いか、その辺はちょっとわかりませんが、そのようにまだ余裕があるのであればそのような形で地区内の移動も考えてはいかがでしょうかということでございまして、あくまでも町民バスの代行の一つという形で地区内の移動も認めるべきではないかというような提案をさせていただきました。それに関しまして何か再度ご意見とかございましたらお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今はデマンドタクシーにつきましては、出発点はそれぞれの自宅、終点については病院とか決まったところで同じ目的の方がある程度一緒に来るので乗り合いという形が成り立っております。地区内でもそういったこともできるのかもしれませんが、お一人お一人がまた違ってきたりするとなかなかまたルートの問題とか、そういったことの課題も出てくるのではないかと、これはあくまでも憶測なので、そうではない整理もできるかもしれません。そういった課題も出てくるのかなと思います。乗り合いですので、やはり病院とか、そういったところに行く目的が一緒であれば乗り合いが成立するということですので、地区内で例えばご近所にそういう場合ですとどちらかという個人個人になってしまいますので、そこでぐるぐる回ってればまたいいのかもしれませんが、こちらに来る便のことも考えますとなかなかその調整といいますか、そういったことについては、課題はあるのではないかという思いもします。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

このデマンドタクシーに関しましては、大変有効な政策でございますし、一部の方からは大変喜ばれている制度なので、もっと利用しやすいような方向性を考えていただければと思います。毎年やはり使用状況を判断していただきまして、ご苦労ではございますが、毎年制度運用を見直していただきまして、町民が使いやすいデマンドタクシー、町民バスであることと考えております。

最後になりますが、自家用車を生活の足としている人が免許を手放すことは、暮らしへの影響は大変大きいものでございます。自動運転車の開発が進むという話は聞いておりますが、実用化はまだまだ先でございますし、費用も大変かかるということでございます。なおかつ、運転が生きがいという高齢者も少なくございません。75歳以上で自動車運転免許を持つ人は477万人、10年間で倍以上ふえております。2年後には約530万人にも達するという見込みでございます。解決すべき問題は多いと思いますが、事故を起こしてからは遅いという点を忘れずにいたしまして、町の政策なり高齢者対策、自主返納者対策をしていただければと思います。これで私の一般質問を終わりますが、最後に町長として総括したご意見をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

高齢化社会になってきて大変結構な時代ですが、冒頭議員からお話しのとおり、そういったいろいろな事象が出てきて新たな課題が出てきているということだと思っております。そういった中で安全・安心ということでございますけれども、基本的には個人の気持ちが一番と思っておりますが、行政としてできることについては皆さんのご意見を頂戴しながらしっかり対応していかなければいけないと思っております。その結果、大和町が安全な町になるということでございますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長 長 (馬場久雄君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。
続きまして、2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

私のほうからは、町の防災への取り組みということで3点ほどお伺いします。

まず、1つ、大和町地域防災計画の地震対策編第1章総則の中、第4節対象とする地震の中で町は、「今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める」とありますが、どの程度の地震を想定しているのでしょうか。

そして、2点目、被災時、町は早急に被害状況の把握を行わなければならないと思いますが、どのような方法で情報収集するのでしょうか。

3番目、町は大和町地域防災計画をどの程度周知させようとしているのか、各行政区長、自主防災組織を含めますがそこまでののか、それとも町民全員を考えているのか、以上3点についてお伺いします。

議長 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの防災への取り組みについてのご質問にお答えします。

初めに、大和町地域防災計画の中でどの程度の地震を想定しているのかということですが、平成27年2月改定の大和町地域防災計画は宮城県が平成26年2月に全編改定しました宮城県地域防災計画の内容と整合性が図られたものでありますが、県は地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定するとしておりまして、想定される地震の考え方としましては、「地震動は構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが内陸直下型または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とす

る」とし、「この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。さらに重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする」としております。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により本町のみならず県全体で甚大な被害が発生したことから、具体的な地震の数値等は示されておりませんが、東北地方太平洋沖地震のレベル、もしくはそれ以上の地震を想定しているものと考えます。

次に、被災時の情報収集の方法でございますが、地域防災計画の非常配備体制に基づきまして警戒配備体制、これはゼロ号配備ですが、この警戒配備体制時には総務課、都市建設課、産業振興課及び上下水道課の職員により各施設のパトロールを実施。非常配備体制、これは災害対策本部を設置するときですが、このときには各部2分の1以上の職員による1号配備及び全職員による2号配備によるパトロール等を行い、被害状況の把握に努めております。その他といたしましては、大和警察署や黒川消防署等の行政機関、各地区の行政区長と自主防災組織、消防団及び住民からの情報提供また情報収集に関連して協定を締結している宮城県隊友会大和支部、大和町内郵便局と被害状況について把握した情報を共有し、被害状況の把握に努めておりますが、大規模な地震発生時には行政による災害対策活動のみでは対応が困難になりますことから発災時の初動応急活動や安否確認情報等においては自助・共助の観点から自主防災組織等の地域力も必要不可欠であると考えております。

次に、大和町地域防災計画の周知であります。地域防災計画は大和町防災会議委員、各行政区長、自主防災組織、町内各小・中学校に配付しております。また、町のホームページにも掲載はしておりますが、今後は多くの町民の皆様に町の防災の考え方をよりわかりやすい方法で周知できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

2 番今野信一君。

2 番 （今野信一君）

先ほどの答弁の中、ちょっと一部わかりづらいところがありましたので、ご説明をお願いしたいんですが、第1要旨目の回答の中で「構造物・施設等は一般的な地震等に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする」とあります。またその後にも「耐震性能に余裕を持たせることを目標とする」とありますが、何についての目標なんでしょうか。これがちょっとわからなかったものでお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
何についてか、こういったものについて安全に対しての目標ということでございます。数値的にこのあらわし方がマグニチュード何.何ぼに対してというような表現ではなくなっております。目標数値の設定がですね。それで、こういった形での目標設定ということを県のほうでされているところでございますが、こういう生じないことを目標とするといいますか、安全のためにはそういったことにならないようにという意味合いというふうにとりたいと思いますが。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
ということは、その前半と後半にあります県の考え方の科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震というものの想定、もしくは東北地方太平洋沖地震のレベル、もしくはそれ以上の地震を想定しているということで防災計画をつくっているという考え方でよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
町の考え方は最初に申しましたけれども、宮城県の地域防災計画の内容と整合性を

図っております。ということは、県の計画と連動しているといえますか、全く違うレベルではなくなっていますので、ですからそういった基準についても県の基準と合わせた中で大和町としてもそのレベルでつくっているということになります。その中で先ほど言いました抽象的な表現になっているところでございまして、結果とすればやはりこの間の2.11あの辺を想定した数値、あれを上回る数値ということになってくると思っておりますが、具体的にそうだという表現にはなっておりませんので、ただ、県のレベルと町のレベルは一緒にしているという、基本的な数値の考え方につきましては同じレベルのものを想定して町でもつくっているということです。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

それでは、県のほうとしましては、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定しているということですので、それについてご質問させていただきたいと思うんですけども、3.11の際もこの庁舎も結構な被害がありました。それ以上のことを考えるならばもっと大きな災害というものもあるわけですし、あと9.11に関しましては浸水をしてしまいまして、この庁舎自体も浸水してしまって対策本部がうまく立ち上げられなかった部分もあったと思います。そういったことがそれ以上のことが今度は地震が大きければそういったことも考えなければならないと思われるんですが、そういった言うなれば計画を超えたような、計画のとおりにはいかないようなときの場合の計画というものをお考えになっていらっしゃるのかどうかということです。例えばここで被災してしまって災害対策本部というものが設置できないような状況になった場合、どこか別な場所にとか、そういった考え方があるのかどうか。それについてお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的な考え方としまして、先ほど申しました県の計画にのっとった中のレベルで考えているということですが、県のレベルにつきましても先ほど数値がないと申し上

げました。ただ、目安としましては、やはり3.11のあの辺のレベルだろうと考えております。それで、町でそれに合わせた計画を今つくっておるわけですが、それ以上のが来た場合という話になってきましたときにどこのレベルで見るかということがあると思うんですが、そのものについては今つくっている計画レベルで考えているところですが、それ以上のものの計画というのは今の段階ではまだつくっていないといえますか、そうするとどこまで計画すればいいかという切りがないような状況になってきますので、一定のレベルでの県の考え方と合わせた中で計画を町として最大として見ているということになります。それ以上のものは絶対来ないのかと言われると、これは何とも来ないという保証は全くないという状況にありますけれども、計画というのは一つのレベルといえますか、それを見た中でその中で計画になりますので、その計画を上回るものと言われたときにはなかなか難しいんだらうと思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

9.11の際、浸水してこの庁舎がどのような感じになっていたのかということもちょっと知りたいんですが、実際ここに集まることができなかったですとか、ここから人が出られなかったような状況になった場合ということになりますと、やはり災害対策本部というものは別なところに設置する必要も出てくるのか、そういったことも実施9.11のときはあったということを考慮するならば、その辺のことも考える必要が出てくるのかなというふうに考えたんですが。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

9.11の際には、集まれないことはなかったということです。昼間からこちらにいましたので、ただ、夜になって増水がありまして、役場の周りが水でいっぱいになりまして、出入りが不可能になった状況でございます。したがって、出入りができないということですから、庁舎とかにもその時点では行けなくなってしまった状況がありま

した。そういったことがありますので、川の氾濫ということが大きな要素ですので、まずそこを直してもらおうということで今盛んにやっているところでございます。また、消防とかそういったところにつきましても動けなくなったところもありますので、場所をほかの場所に車を移動する場所、協定を結びまして、そういった場合には移動するとかそういった計画と申しますか、新たな動きというのは進めております。ところで、町のほうですけれども、町のほうではまだそこまでは具体にはなっておりませんけれども、ほかの施設を使ったという形のことも、ああいう水が入ってくることを想定すれば考えていかなければいけないと思います。

議長（馬場久雄君）

今野議員、質問途中ですけれども暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時07分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番今野信一君。

2番（今野信一君）

それでは、県のほうで想定しているものが東北地方太平洋沖地震のレベル、もしくはそれ以上の地震を想定しているということなので、それで話を進めさせていただきます。町もそれに準じて計画を立てているようでございますので、それで行きたいと思いますが、大和町のほうでは自主防災組織というものがほぼ100%近く設立しているようでございます。こちらの組織を使った形の防災の取り組みというものが計画の中でも結構うたわれているんですが、そういった中でもっと活用するような防災の流れの中で対策本部があってピラミット状に下のほうに行くに従って共助のほうの力、自主防災組織の力をもうちょっと強化するようなお考えはございませんでしょうか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自主防災組織ですが、今ほとんどの地区でつくってもらっております。そういった中で町のほうでは資機材の貸与とかそういったこともしておりますけれども、災害の際にはやはり何といたしても我々が行政のほうでやる部分がもちろんあるわけでございますけれども、地域とかそういったものにつきましては、地域の方々のご協力が何といたしても大事だと思っております。そういった中で中心的役割を担ってもらうのが地域の消防団、婦人防火クラブであり、自主防災組織だと思っております。したがって、自主防災組織の皆様方には今地区地区で年何回かそれぞれに訓練とか研修もやってもらっておりますけれども、さらにそういったものをやってもらっているいろいろな意味での本当の自主防災組織の力をつけてもらいたいと思っております。そのことに対しましては町としても一生懸命応援してまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

先ほども申し上げましたが、そのぐらいの大きな地震があった場合ですと職員が集合するのにも、もちろん日中なのか、夜間なのか、早朝なのかという時間帯ですとか、指揮に関しましても時間的なものが難しくなるようなところはあると思いますので、それで実際被害状況を把握するのにも大変な時間がかかるんじゃないかと思っておりますので、どうしても自主防災組織、現場でありますので、そこから上げていくほうがものすごく被害状況を把握しやすい、そしてまたその状況がわかったら町のほうとしても公助の仕方が大変スムーズに行くのではないかと思うんですね。ですので、自主防災組織というものをそういった防災関係の流れの中でちゃんと位置づけをして、そういう被害状況などを集約して上に上げてやるようなシステム、そういう形のものを使ってそれを訓練の中で生かしていくような、そういう準備をすべきではないかなというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、そういった災害等があった場合にはその現場の情報というものがなかなか入ってこないということもありますし、その現場の情報を一番知っているのが地元の方々ということになります。今それぞれにやってもらっているところがございますけれども、そういった情報を吸い上げるといいますか、伝達のやり方といたしますか、そういったこともまだまだ弱い部分があるんだと思っておりますので、そういったこともやって情報収集がスムーズにいくようにしていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

やる必要性をお考えであります、実際にそういった形をつくるといいますか、まず今までは自主防災組織を立ち上げていただくような今までの時期だったと思うんですが、これから大体100%できてまいりましたので、その辺の強化といたしますか、そちらの段階のほうに移るといいますか、その自主防災組織のレベルをアップさせるような教育をすとか、また新しい機材を貸与するとかというような実際のお考えというか、行動に移せるようなものは今何かお持ちでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまで自主防災組織、それぞれの地区で立ち上げてもらって、それぞれの地区で活動をやってもらっております。自主防災組織同士の連携といたしますか、横の連携というのがまだまだないというのがございますので、そういった意味では横の連携をつなげてやるようなシステムづくりはしていかなければいけないと今予定はしているところがございます。あと、機材等につきましてはどういったものが必要になってくるのか、今一番求められているのは発電機ということで、いろいろな準備をしておりますけれども、そういったものがほかに出てくる、どういったものが必要になってくるのか、どこまで準備するのかということももちろんあるわけですが、そういった

たものも今後研究していく必要はあると思います。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほど町長が言われていました横の連携ということで自主防災組織連絡協議会の設置ということなのかなと、防災計画の中でも書いてあるんですが、そちらのほうにも書いてあって、「町は地域の自主防災組織の連帯強化を図るため防災関係機関と協力し町自主防災組織連絡協議会の設置に努める」とあります。そういったところ、どういった形のものになるのか、そしてまたどういうものを期待なさってのこういう設立なのか、お考えといたしますか、そういう計画があるならば。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まずは情報の共有といたしますか、今それぞれの組織でやっておりますので、それで、こういったもののいろいろなところ、悪いところあるんだと思っておりますが、そういったものを連携することによって、そこで一緒にやることによっていろいろな情報交換をして、そしてレベルアップを図ることが一つあると思っております。それから、先ほど言った情報の伝達、現場の実際の実践ですね、そういったものについてのやり方については直接町のほうがいいのか、中間で1カ所集めたほうがいいのかいろいろあると思いますけれども、そういったものについても意見をいただきながら情報の伝達の方法等々、いい方法を構築していくと、そのための防災組織のまとまった意見を集約する組織といたしますか、そういうふうを考えております。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

情報の伝達のことにも触れられましたので、ちょっと質問させていただきたいのです

が、防災計画の第3章の中に第1節情報の収集伝達、その中に災害発生状況の調査報告というところがございます、各区長の調査と自主防災組織による調査というものが2通りあるんですね。区長のほうは、「災害発生とともに地域内の被害状況を把握し、調査班、消防団、または本部情報班に伝達する」ということになっているんですね。自主防災組織による調査のほうは、「地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度総務課に連絡するものとする」というふうに書いていて、ちょっと区長と自主防災組織のほうが違うニュアンスのような形になっていますけれども、これは大体地区で設立されている自主防災組織というものは区長さんが長になっている部分が多いのかなと思うんですが、これはどういう意味合いでこのような形になっているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
計画上におきましては、区長と防災組織、それぞれの組織、区長さんの役割とという考え方で2つになっておりますが、現実的には今議員がお話しのとおり、区長さんが中心になって防災組織が運営されているケースが多い区となっておりますので、計画上は組織が2つあるという前提の中で考えておるわけですが、それが現実的な問題として1つになっているということでございます。したがって、役割的に2つある中で違う役割を1人の区長さんが防災組織の長かどうかわかりませんが、そういったケースになっている現実が今あるんだと思っています。ここは整理しなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
自主防災組織の書かれている部分を見ると、いま一つ現実的なものになっていないようなところが、今のことでもそうなんですけれども、あと前回の一般質問でもさせていただきました要配慮者の把握ですとか、そういったことに関しましても自主防災組織ではなく町のほうで要配慮者の把握が行われているですとか、あと、避難する場

合、そういった弱者の把握に関しましても自主防災組織のほうにはそういう情報が流れないような形になっているとか、そういったことがあったり、個別計画書をつくることが福祉票という形になっていたりとか、そういった形で計画と実際というものが少し違うところが出ているような気がするんですが、町長はそういうところをどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、計画と現実が少し食い違っているといいますか、重複しているというんでしょうか、組織がそういう部分があって、それで議員がご質問の疑問に思われるような状況になっているんだと思っております。この辺、地区の場合、役員さんとかも重なっているケースもありますので、どうしても重複という部分で計画の部分と現実とがごっちゃになってしまっているところがあると思いますので、この辺は整理をしていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

整理なさるということでございますので、早目にその辺をすっきりしたものにしていただいてやっていただければと思います。その点でやはり何か災害が起きた場合は、自助というか、最初は自分を守る、一番最初は携帯電話か何か警報音を鳴らして地震が来るよみたいな形の通報があり、それで本能的に身を守るというんでしょうか、そういうようなことがあり、それから家族ですとか自分のうちの財産の安否を確認して、それからやっと共助のほうに移られるということの流れではないかと思うんですね。やはり共助というのは、隣近所から始まってその地区全体のことということで、そこの時点での作業がものすごく重要なんじゃないかと思われまして、最初にも言いましたように、そこから本部のほうに持ってきて、それで公助を待たなければならぬということですので、どうしても共助というものの重要性というものがありますので、その辺の教育システムといいたいまいしょうか、レベルアップを図り、そして仕事

の内容を少し明確にしてあげて、訓練にも取り入れるような形にして、実際にやらなければならないことというものをしっかり明確にすることが、町の動きで一番最初に言った大きな災害が起きたときに職員がどうしても全員が集まるのにも時間がかかるような状況で、被害状況をいち早く知るためにはそれが一番の早道かなと考えますので、共助の部分といたしまして自主防災組織の強化というものに力をいただければというふうに考えます。そういった中でも先ほど言ったような活動内容の整理、そういったものをきちっとしていただきまして、行っていただきたいというふうに考えます。

3点目の周知だったんですけれども、計画を立てても周知されなければ意味がないということで、地域防災計画の周知の必要性というものがあると思います。ダウンロードされている部分があるんですけれども、これにしても地震災害編では239ページ、風水害では261ページ、資料では220のトータル720ページアップされております。そういったものを全部皆さんが見てくれるわけでもないですし、パソコンを操作してくれる人が全員というわけでもないで、その辺のお考えはどのように、再度質問になりますけれども、どのように皆さんに周知されようとしているのかももう一度お考えをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

周知の方法ということで先ほど申し上げましたが、そういった関係機関にはそのまま計画をお示しし、あるいはホームページでということですが、おっしゃるとおり、かなり膨大なものですので、これを全部見てということでは周知できるものではないと思っております。ダイジェスト版とか、そういった先ほど言いましたもう少し整理した中でのマニュアル化したものとか、そういったもので住民の方にもっと簡易に、簡易にという言い方がいいのか、お知らせをして、そしてそれぞれ自主防災組織なり、共助なり、そういったものの役割を認識してもらおうということが大切だと思っておりますので、この計画のダイジェスト版的なものを作成して、そしてどういう形になるかまだ見えませんが、そういったもので住民の方にもお知らせして、協働の意識を持ってもらうというような工夫といいますか、あるいはそういったものをホームページに載せるとか、もう少し簡易にしてですね、そういったことも必要では

ないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

先ほど犬飼議員もおっしゃってございましたけれども、私も千葉のほうに行ってアカデミーですとか、常総市のお話を聞いてまいりました。やはり想定していた以上の災害が起きて、非常用に準備していた発電機が水没してしまっただけで使えなくなったとか、助けを求めに庁舎のほうに人が来る。その様子を報道するために報道機関のマスコミが来る。そのために人が割かれてその対応を行わなければならない。雨の場合ですから地震とは違って大体の目安的なものはつくはずなんですけれども、それで放送してもやはり内容が伝わらない。そういうような考えが及ばないような部分というものが出てきているというものを目の当たりにしてきましたので、やはり災害防災計画というものがあるんですけども、それを超えたようなものが出た場合の対処の仕方、そういった場合、やはり職員で何とかやろうですとか、そういった考えですとやっぱり無理な部分が出てくるというか、計画どおり事が運ばない、であるならば、底辺の自主防災組織ですとか、自助、共助レベルを強化してその強みというものを強化しておくことがものすごく大切ではないかと思います。先ほども申しましたが、今まで自主防災組織というものを立ち上げのための時間だったと思いますので、今後その強化をして、どういう大きな災害が来てもそれに対処できるようなシステムをつくっていただきたいと考えますが、最後にその辺のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

災害の規模といいますか、レベルといいますか、これにつきましてはこれでいいというものが多分ないんだろうと、多分といいますか、どこまでいくかわかりませんが、このレベルでというものについて計画をしてもそれ以上のものが来る可能性もあるということです。その中で対応していかなければいけないわけですので、どんな場合でも対応できるようにということになるかと思いますが、まずは物

質的なものとかそういうものについても限界があるだろうし、人的についても限界が実際はあるんだと思います。その中で最大限の努力をしていく、対応していくということにつきましては今議員お話のとおり、役場の職員はもちろん精いっぱいやってまいりますけれども、住民の方々のいろいろな意味でのご協力といいますか、応援といいますか、いわゆる自助、共助、そういったものが非常に大切になってくるというのはおっしゃるとおりだと思っております。そういった中で人的なレベルアップなり、あるいは組織のレベルアップなりというものを一遍にはなかなかできないところがあると思いますので、積み重ねながらそういった組織といいますか、あるいは準備といいますか、そういったものを日々積み重ねていってできる限りの対応ができるようにしてまいりたいというふうに考えます。町でできることもしっかりやっていかなければいけないのですけれども、そういった意味では住民の皆様方、町民の皆様方のご協力といいますか、そういったことも町も精いっぱい応援してまいりますので、なおよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

町でできることを精一杯やっていただきたいと思ひますし、町でできること、自主防災、共助でできること、個人ですべきこと、こういったものを明確にさせていただいて、それを発信するのも大切なことかなと思ひますので、その辺も含めましてさらなるご努力をお願いしまして一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）
以上で、今野信一君の一般質問を終わります。
引き続きまして、15番堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、通告に従ひまして質問を行います。

1 件目は、超高齢化社会に対応する地域包括支援センターの機能強化についてであります。介護保険制度が施行された2000年、平成12年当時は、75歳以上の高齢者数は

約900万人、団塊の世代が75歳を迎える2025年、平成37年には2,000万人以上になることが予測されております。4人に1人が75歳以上となる超高齢化社会が到来します。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし世帯や夫婦のみの高齢者世帯の増加、さらには医療や介護の需要の増加が見込まれるとともに認知症患者の増加も見込まれております。地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるための総合窓口相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、さらには福祉、健康、医療などさまざまな分野から高齢者とその家族を支える機関としての重要な役割があります。平成27年4月の介護保険法の改正で地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公正化などが市町村に求められるようになりました。このようなことから超高齢化社会に向けた地域包括支援センターのさらなる機能強化について町長にお伺いいたします。

1点、事業量に対応する人員体制について。

2点、社会福祉協議会や日常生活支援者との連携について。

3点、地域包括支援センターの業務委託について。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、大和町地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づきまして地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として平成18年4月に設置されたものでございます。

センターは、住みなれた地域で高齢者や家族が安心して生活できるための介護、保険、福祉に関する総合相談窓口で保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が高齢者を取り巻くいろいろな問題に対し、それに合ったサービスの提供や関係機関と連携をとりながら対応しているものでございます。業務につきましては、1つとしまして高齢者が要介護状態等になることを予防するための介護予防ケアマネジメント業務。2つ目には、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするための総合相談支援業務。3つ目には、高齢者の権利を守る権利擁護業務。4つ目には、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する

支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務でございます。その他介護予防事業の実施や普及啓発、ボランティア等の人材育成や地域活動を担う組織の育成や支援等も行っています。また、予防給付の対象となる要支援者が、適切な介護予防サービスを利用できるよう介護予防サービス計画を作成するとともに、関係機関との連携調整を行う指定介護予防支援事業所としての業務も兼ねております。

ご質問にあります業務量に応じた人員体制につきましては、大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の第4条で職員数の基準が定められており、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名ずつの配置となっております。平成28年10月末の第1号被保険者数は5,613人で、職員数につきましては保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、臨時の社会福祉士1名の配置となっており、基準を満たす体制となっております。

次に、社会福祉協議会や日常生活支援関係者との連携についてでございますが、介護保険制度の改正に伴い、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるような地域づくりを推進するため、生活支援サービス体制整備事業計画について現在社会福祉協議会と共同で実施するための協議を進めているところであり、その中で介護事業者や地域の組織、ボランティア等を含めた関係機関との連携を図ってまいります。

次に、地域包括支援センターの委託についてでございます。センターの運営については、市町村が直接実施する場合や運営を委託するといった運営形態がありますが、いずれの場合においても公平中正な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められております。現在町では直営で1カ所センターを運営しておりますが、センターを直接運営するメリットといたしましては、相談からのワンストップサービスができること、保健師などの専門職種を確保しやすいこと、他の係、他の課との連携が図りやすいなどが挙げられますが、何よりも町民の安心感や信頼感が得られやすいということが一番ではないかと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

それでは、まず事業業に応じた人員体制について質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、地域包括支援センターの設置基準、人口

2万から3万人未満、そして高齢者数が3,000から6,000人未満ということで、それに職員の配置も基準に達しているわけであります。今の時点では何ら運営には支障がないのかなと思っております。そんな中で、これは近隣町村の地域包括支援センターの中からいただいたものでありますけれども、まず職員数と相談がありまして、その相談に対する職員が取り扱う件数、それから高齢者数をお話しさせていただきます。

富谷の場合は、地域包括支援センターが3つありまして、2つは民間委託になっております。そして一つは直営で行っているわけでありまして、直営でやっているうちの高齢者数が、6,197人、全体では8,583人となって、高齢化率も16.5となっているんですが、直営でやっている富谷の支援センターは高齢者数が6,197人となっております。それで、4人の職員体制でありまして、1人当たりの相談件数は1,200件。これは職員数4人に対して1,200件というのは、大変な数ではないですかとお聞きしたんですが、富谷の直営の包括支援センターは社協と同じ施設の中に入っております、いろいろな面で社協の職員との連携がとれているので1人当たり1,200件の相談量といってもきちんと対応ができていくということでありました。そしてまた大郷なんです、高齢者数が2,752人で相談件数が398件なんです、これはそのまま職員数3人なんです、1人当たり398件となっております。東松島市もなんです、6人体制で1人当たりの相談件数が115.5で高齢者数は1万794人。利府の包括支援センターは8人体制で相談件数が1人当たり656件、高齢者数は7,180人であります。この大郷、東松島、利府におきましても全部社会福祉協議会のほうに事業を委託しておりまして、1人当たりの相談件数が多くてもやはり連携した体制で相談を乗り切っているということでありました。それで、大和町はといいますと、高齢者数が5,613人で職員の体制は臨時を合わせて4人体制で、1人当たりの相談件数が203.5となっております。そんな中で今年の包括支援センターへの相談の件数だと思うんですが、814件でどのような相談の内容が多かったのかお尋ねします。そしてまた地域ケア会議の開催なんです、富谷が18回、大郷が12回、東松島が11回、利府が3回、そして本町は1回の会議の開催であります、この1回の会議の内容とケア会議の構成員をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その内容につきましては担当課長からご報告申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、平成27年度の相談件数でございますけれども、合計で814件の相談件数でございます。そのうち、来所の相談が267件、電話での相談が393件で、訪問が142件、訪問というのは、なかなか役場のほうには直接相談に来られないということで、うちの職員が訪問させていただいた件数の内訳が142件でございます。その他といたしまして、12件で合計が814件となっております。

相談の内容につきましては、そういった高齢者世帯のみになってきている方、そしてご家族の方で介護の必要等があるというような内容がさまざまございますけれども、またはこれから自分たちの老後についての相談の内容であったり、今こういう症状なんですけれどもどういった病院にかかればいいのかというような相談の内容でございました。

また、包括ケア会議の開催でございますけれども、先ほど議員さんお話しのとおり、昨年度の実績は1回でございましたけれども、その構成メンバーとか会議の内容については、手持ちの書類を準備しておりませんでしたので、改めてご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

包括支援センターへの相談の内容につきましては理解いたしましたが、私が聞いたかったのは、会議の日数1回というんですけれども、地域ケア会議には地域包括支援センターが開催する個別の課題を解決するための地域ケア個別会議、それから地域の実情に合わせて市町村が開催する地域課題の解決、さらにはそういう何が問題であるとかそういう発見をするための地域ケア推進会議があるわけなんです。その中で1回ということは、果たしてそういう問題、課題がなかったのかなと思って先ほどどの

ような内容だったのかなということをお聞きしたんですが、手持ちにないということですので、改めてお尋ねしたいと思います。

これらの取り組みについては、本当に基本的には住みなれた地域で最後まで、とにかく皆さんとともに地域で生活できるような支援を目指しているわけでありまして、この会議の重要性というのはやはり会議は1回だけで全てをできるわけではなくて、何度か会議を開いている中で個人の方への支援体制なり、地域の課題、そういうのを発見されてくるものだと思っております。ですので、ケア会議というのは本当に大事なことだと思っていますので、ぜひ1回という形ではなくて、いろいろな形で打ち合わせなり相談なりができるような体制づくりをお願いしたいと思います。その会議の開催について、町長。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ケア会議の回数ということでございますけれども、1カ所1回ということでございます。内容的にどういう内容だったのか確認をして必要であればその回数というものは1回ということではなくてやるんだと思っておりますので、内容を確認しながら今後対応してまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

それから、社会福祉協議会や日常生活支援関係者についてお尋ねいたします。

町長の答弁につきましては、やはり生活支援サービスの体制の整備事業、社会福祉協議会と共同で実施するための協議を進めているということでありまして、このことについては地域包括支援センターとの連携が進んでいるのかなと思っております。その中で介護事業者や地域の組織、ボランティアを含めた関係機関との連携を図るということなんですが、具体的にはどういう方々が入っての連携を図っていこうとしているのかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今社会福祉協議会とは現在そういう形で進めておりますが、まだ具体にどの辺のボランティアさんとどういう形でということについてはまだ具体に入っておりません。今包括支援センターの役割の必要性が非常に言われておりまして、制度が変わってくるという中で、社会福祉協議会と今まで以上に連携を深めなければいけないということ、あるいは社会福祉協議会としての役割を今人数的な問題もあってなかなかできないところがあるんですけれども、そういったものにつきましても県の社協からも応援をいただきながら、指導いただきながら組織を強化するといいますか、そういった中で町も一緒に進めておる状況でございます。まだまだこういった組織ということでございますけれども、これから人的なもので、人パワーといいますか、そういったものも必要になってくることもありますので、ボランティアさんとか、例えばシルバーさんとか、そういった方にもご協力をいただきながらの対応はしていかなければいけないのではないかとこの大きなものはあるわけでございますけれども、まだまだ具体的にそれではこの部分はこちらにこういった形でお願いしようというところまでは行っていない状況だと私は認識しております。したがって、もう少しその辺については具体のほうはもう少しお時間を頂戴しなければいけないと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

今そういう体制づくりの準備に入っているということですのでわかりました。そうしますと、第6期介護保険事業計画策定の中に地域包括システムの構築がありますけれども、これにつきましては認知症や介護が必要になった状態でも住みなれた地域で暮らし続けるために医療、介護、生活支援、予防、住まいなどの必要なサービスは一体的に受けられるための体制づくりであります。そうしますと、今社会福祉協議会といろいろ準備している途中だということで、地域包括支援センターには地域支え合い推進員、生活支援コーディネーターの設置が必要になってくるんですけれども、

こういう設置に対する構成とかもまだ今準備の段階でまだ決まっていないということ
でよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
コーディネーターという役割が必要だということで、こういった認識はしております。
今どういった形でお願いするか、地域に入っていろいろなことをやらなければなら
ないものですから、誰でもいいというものではなくて、やはりそれなりの知識、ある
いは地域性を知っている方、そういう方が適任だと思いますが、いざでは誰がいいと
いったときになかなかこれは人選が非常に難しいところもあります。その辺も含めて
社協さんと一緒に相談、連携しながら今準備を進めておりますが、まだこの人とか
というそこまで具体にはまだなっていない状況と思います。

議 長 （馬場久雄君）
堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）
支援とかの人員的なことはまだ今準備中だということで理解はしました。それで、
その中にやはり一体的なサービスと支援を進めていくためにはいろいろな職種の方々
が携わるのが大事だと思っておりますけれども、さらに地域のボランティアとして高齢
者の社会参加を促していただきまして、そして、高齢者のボランティアの皆さんが活
躍できるような環境づくりも大事だと思いますので、ぜひそういう枠の中にこういう
高齢者の方々、元気な方々がボランティアを通していつまでも生きがいに作り取り
組んでいけるような環境づくりをお願いしたいと思います。地域で支え合うというこ
とはやはり地域の世帯を越えてお互いに顔の見える支え合いが必要だと思ってお
ります。そしてまたそういう顔の見える方々で支え合っていただくことによって安心
して地域で暮らすことができますので、ぜひそういう連携を図りながら高齢者を支
援していくための環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、地域包括支援センターの委託について質問させていただきます。

地域包括支援センターの内容につきましては最初にお話ししましたとおり、基準と

して満たしているわけなんですけど、ここで宮城県の高齢化の資料なんですけれども、1位の高齢化率の高いのが七ヶ浜町で45.8%、そして仙台市が31位で21.48%、大和町は32位で20.40%、そして富谷市が35位で16.50となっております。この中でひとり暮らしの人数も入っていて、大和町の場合ですとひとり暮らしの高齢者が748人となっているんですが、2人暮らしの世帯の人数ももしわかれば教えてください。2人暮らしというか、高齢者の2人暮らし世帯。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
済みません。課長に答えてもらおうと思いましたが資料がちょっとないので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）
資料がないということなんですけど、資料を持ってきていないということなんです。持ってきていないということなんです。では、後でこの報告をいただきたいと思えます。

高齢者の社会区分というのがありますが、高齢化社会と言われるのが高齢化率7%から14%で、高齢社会と言われるのが14%から21%、そして21%以上になると超高齢社会と区分がされておるようであります。それで、21%以上が超高齢社会となるわけなんですけど、大和町は現在20.40%ということで、そんなに時間がかからないうちに超高齢社会になるのかなと思っております。そんな中で2025年をめぐりに介護保険法の改正が行われているわけなんですけれども、本町の2025年、平成37年の予測人口、それから高齢者数、高齢化率、もしおわかりになればお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その数字は大丈夫なようですので、課長から。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、お答えさせていただきます。

第6期の介護保険の高齢者福祉計画に基づきまして平成25年度では人口の推計が2万7,061人、高齢者人口が5,458人の推計と計画ではさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。高齢化率は20.2%の予測となっておりますのでございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

ただいまので人口が2万7,061人、高齢者数が5,458人、高齢化率が20.2%といいますと、2025年に向けても超高齢社会にはならないんだなということがわかりました。

それから、地域包括のシステムなんです、これはおおむね30分以内に必要なサービスは提供できるような日常生活圏域を中学校区として単位をしているようであります。そんな中で3年ごとの介護保険法の改正によって自治体にいろいろな事業が流れてきて事業量も多くなってきております。さらには本町の面積225.59平方キロメートルというすごい広い大和町であります。そんな中で本町の今現在は、1つの地域包括支援センターであるんですが、果たしてそれをこの広い面積、そしてどんどんサービスが求められてくる中で1つの地域包括支援センターではカバーし切れない状況が来るのではないかなと思っております。地域包括ケアシステムは、先ほどもお話ししましたが、日常生活圏域を中学校区としておりまして、大和町ですと、大和中学校、宮床中学校になります。そんな中で高齢化社会を目前にしてやっぱり安心して地域で暮らせるためのサービス提供にはやはり地域包括支援センターの業務の委託などもこれから考えていく必要が出てくるのではないかと思いますけれども、この件について町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
業務の委託ということでございますけれども、現在は1つで自前でやっているところでございます。現在先ほども申しました新しい制度と申しますか、切りかえの中で社協さんたちといろいろ協議をしながら今1つの組織をまず立ち上げようという形で体制づくりをしておりますので、まずこそからスタートだと思っております。将来的にそういった形で高齢化が進み地域の分散とかが顕著に見えてくるとか、そういったことになったときにはその段階でまた考えなければいけないとは思いますが、現段階ではまず今の状況の中でしっかり立ち上げをして、そして直営、社協さんとの協働連携の中でスタートをしていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)
堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)
基本的には地域で安心して最後まで暮らすことができるのが目的でありますので、ぜひ包括支援センターの機能強化と充実に努めていただきたいと思います。
1件目の質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)
日出子さん、2件目に入る前に暫時休憩したいと思います。
暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午後4時04分 休 憩

午後4時13分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの日出子議員に対する答弁の中で保健福祉課長より訂正の申し入れがありましたので説明をいただきます。

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

先ほど堀籠議員さんからご質問がありました町の人口の推計と高齢者の推計、大変申しわけありませんでした。2025年と勘違いしてしまいまして申しわけありませんでした。2025年、平成37年度の人口の推計につきましては、3万3,016人の推計となっております。そして、高齢者の人口につきましては6,984名、高齢化率については21.2%の推計としているところでございます。大変申しわけありませんでした。

それから、地域包括ケア会議の開催内容でございますけれども、地域包括支援センターの運営協議会の委員につきましては、介護保険運営委員会と同じ委員の構成となっております。町の区長会の代表であったり、食生活改善推進員、保健推進員、民生委員、それから黒川郡の医師会、仙台歯科医師会からの推薦等を含めまして、あとは県の組織、町の社会福祉協議会からも入っていただいているんですけれども、あとは一般の委員さん含めまして16名で運営委員会を1回だけでしたけれども開催していたところでございました。なお、会議の内容については担当者不在で確認できなかったものですから、改めて報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

それでは、2件目の質問に入ります。

15番堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

待機児童解消への取り組みについてであります。

共働き世帯が増加している中で、待機児童は社会問題となっております。働く母親は、子育てと仕事の両立を望んでおりますが、預かる施設がなければ出産を断念することにもなりかねなくなります。国では待機児童解消に向けた支援プランを打ち出しておりますが、解消には至っていないのが実情であります。本町も子育て支援事業に取り組んでおりますが、いまだに待機児童解消には至っておりません。待機児童解

消には思い切った事業展開が必要になってくると思います。3点について伺います。

1点、保育ママの支援について。

2点、企業内保育所の取り組みについて。

3点、公的施設の施設内保育所の設置の考えについて、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、待機児童解消への取り組みについてでございますけれども、待機児童の問題につきましては全国的な問題とされておりまして、人口増加が著しい本町においても課題となっておりますのでございます。

待機児童の解消を図るために平成23年度に菜の花保育園の開園、平成25年度に大和すぎのこ保育園の開園、もみじヶ丘保育所の増設、平成27年度には杜の丘保育園の開園、そして平成28年度には事業者内保育事業としてたいわっこ保育園の開園、さらに保育園利用定員の弾力化について各保育園に対して依頼するなど、利用定員の拡充を図り、待機児童の解消に向けて取り組んでおりますが、保育需要が年々増加傾向にありますことから待機児童の解消には至っていないところでございます。

議員提案の保育ママ（ベビーシッター）の支援についてでございますが、平成27年度に子供子育て支援新制度におきまして、乳幼児について家庭的保育者の居宅で家庭的保育者による保育を行う家庭的保育事業と保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業という公的な財政支援が受けられる事業が設けられたところでございますが、なお国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、企業内保育所設置への取り組み状況につきましては、現在企業主導型保育事業によります企業内保育所設置に向けて検討を行っている企業がございます。

次に、公的施設の施設内保育所の設置につきましては、保育士の雇用及び保育実施場所の確保、施設改修等の課題があると考えております。待機児童の問題は、本町におきましても課題であり、引き続き待機児童の解消方策について研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

待機児童におきましては現在本当に保育所に預けたくても預けられないという待機児童の家庭が多くなっております。平成24年度からの待機児童の推移を見ますと、平成24年度では33人、平成25年度は19人、平成26年度は35人、平成27年度は37人、平成28年4月では45人と待機児童の数が年々ふえている状況であります。

保育ママにつきましては、国のほうでも大分いろいろな支援をいただくようになりました。国の取り組みとして保育ママになるための要件を緩和しております。これまでは保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師等の資格が必要でありましたけれども、それが緩和されまして資格がなくても一定の研修を受けることで市町村の判断で資格条件が満たされるようになりました。また、保育ママに対しての国の財政支援制度もあります。そして、このような情報を発信しながら募集をかけて少しずつでも保育ママ事業が進むように本町では保育ママについてのPRなどをしながら募集をする考えはありでしょうか、お尋ねいたします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

保育ママ、家庭的保育事業というんでしょうか、それについては国のほうでもそういった制度でありますし、いろいろ緩和もされてきておりますので、そういったものについてやりたいという方につきましては積極的に取り組んでもらいたいと考えております。PRということでございますが、そういったことももちろんやっていきたいと思っております。

議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

前向きな答弁をいただきました。それで、この保育ママなんですが、やりたくてもそういう情報が入ってこないとなかなかわからないでいる方々もいらっしゃるんじや

ないかなと思っております。ほかの県では保育ママを募集しまして、それを一覧表にして保育を求めているご家庭に閲覧ができるような体制をとっておりますので、ぜひ本町でも募集しながらこういう制度がありますということもつけ加えていただきまして募集をかけていただければなと思っております。どの自治体でも待機児童解消には取り組んでいるんですけれどもなかなかその事業が進まないということで、保育ママの制度というのは都市圏では普及しているらしいんですけれども、まだ地方ではそういう保育ママの取り組みが余り進んでいないということで、ぜひこういう制度があるということをお知らせして募集をしていただき、保育ママの事業が少しでも進むようにお願いしたいと思います。

それから、企業内保育所設置への取り組みについてであります。この企業内保育所につきましては、そういう取り組みを検討している企業があるということで、これまでの取り組みが一步前進したのかなと思っております。そんな中でそういう企業が取り組んだとなると、またほかの企業にも影響して、ではうちのほうでも保育所の設置を考えなければならないかなという企業が出てくることを期待しまして、さらに町長にもこれから機会あるごとにそういう保育所設置についてのお話をさせていただいてご理解いただけるような取り組みをお願いしたいと思いますけれども、ぜひ今後企業に対しての町長、こういう保育所の設置についてもこれからはまた引き続きお話していただけるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最初に保育ママの募集ということでございますけれども、募集という方法はどういうふうにするのか、その辺のやり方は研究してみたいと思っております。一概に簡単に募集ということができるのかどうか、やり方いろいろ勉強させてもらいたいと思います。

企業内保育につきましては、そのとおり企業さんでもいろいろ考えておられる中で、まだまだ正式ではないのでオープンにはできないのですが、そういった必要だという取り組みをやってもらっております。そういったことがオープンになればいろいろまたほかのほうでもということも考えも出てきましようし、もちろん我々としましてそういう企業さん、あるいはグループで組んでいるところもあるわけですので、そ

ういった連携といたしますか、企業内の、そういった中での事業への取り組みといたしますか、積極的にお願いしてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

企業内保育所の設置などもどんどん進むことによって待機児童の解消にもつながるのかなと思っておりますので、ぜひその辺の取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公的施設の施設内保育所の設置についてであります。

公的施設内の設置、いわゆる役場とか県庁とかそういうところの一角を利用して保育事業をやっていたらなということて提案をさせていただいたわけであります。本当に待機児童解消するには本当にいろいろなどんな事業をやったら待機児童の解消に結びつくかというので私もいろいろ考えた中でこのような提案をさせていただきました。公共施設の保育所には宮城県の県庁内で民間に委託して運営を行っております。東北では福島県でも行っております、ことしからは岩手県が検討を始めるということのようであります。市町村ではまだまだ公共施設内の実施というのはないんですが、やはり待機児童解消にはそういうこともいろいろ方策を考えながら待機児童の解消に向けて取り組んでいくことが必要のかなと思ひておりますので、この設置につきまして町長の所見をもう少しお伺ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公的施設内での保育所ということてございますが、お話のとおり、宮城県ではやっているというふう聞いております。町村でというのは場所の問題とかはもちろんあるわけですが、公的施設でやった場合には対象者は役場の職員の子供さんになるんでしょうか。その辺どうなのか。余り関係なくなるんですか。そういったこともありますけれども、場所の問題も当然ありますし、なかなか余裕のある状況ではないということて、場所的なものですね、公的施設で余裕のあるところというのなかなか大和

町の場合は、今現在は少し難しいのかなという気はいたしております。やり方についていろいろな例があるんだと思っておりますけれども、いろいろなことを考えていて待機児童を減らすということは一生懸命考えていかなければいけないとは思っておりますので、それについてはしっかり研究してまいりたいと思います。

議長 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

本当に待機児童は何とかしてほしいというお母さんたちからの声が多くあります。それで、本当に可能性を探して提案して一般質問しているわけなんですけれども、出生数ですと平成24年度が252人、平成25年度が280人、平成26年度が277人、平成27年度が315人という出生数になっております。そんな中で出産したので育児休業をとっているわけなんですけれども、いざ子供を預けて仕事に戻りたいといったときになかなか保育所のあきがなくて育児休業を延ばしているんですという方もいらっしゃいました。それから、第1子は保育所に預かっていただいて過ごしたんですけれども、第2子を産んだ時点でまた戻ろうかと思ったときにまた預かる場所がないということで、本当に待機児童が出ているような気がしますので、ぜひいろいろな方策を検討していただきまして、待機児童解消に子育て支援として一生懸命取り組んでいるんですけれども、さらなる待機児童解消に向けてのさまざまな方策を研究していただきまして、取り組んで一日でも早い待機児童解消に向けた大和町にして、安心して子供を産み育てられる大和町になってくることを期待いたしまして私の一般質問を終わります。

議長 長 （馬場久雄君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして4番馬場良勝君。

4番 （馬場良勝君）

それでは、本日最後の一般質問になるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告書に従ひまして質問させていただきます。本日は2件6要旨で質問をさせていただきます。

1つ目です。11月19日土曜日に行われた宮城大学生によるまちづくりコンテストの中にもあったように、大和町のにぎわいのあるまちづくりには吉岡商店街の活性化が不可欠であると考えます。吉岡商店街の活性化という観点から以下の3点について町長のご所見をお伺いいたします。

産業まつり、まるごと市などのイベント時に安全面からも考慮しまして、通行どめ区間、いわゆる歩行者天国の範囲を拡大してはどうか。

2つ目に、空き店舗と起業家のマッチングをどのように行っていくのか。

3点目、吉岡商店街の目指すべき姿は。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、最初に産業まつり、まるごと市などのイベント時に安全面からも考慮して歩行者天国の範囲を拡大してはどうかとの質問であります。本町といたしましては、イベントなどによる参加者が安全で安心な環境で参加していただき楽しんでいただくことを第一と考えまして、交通どめ等の安全措置を実施しているものであります。しかし、一方緊急的な事態を考えた通行規制をしなければならぬと定められており、必要最低限の区間での通行どめを実施しなくてはならなくなっておりますので、歩行者天国としてのイベントなどを実施する場合には交通規制や公共バス路線のほか、さまざまな関係機関との調整が必要となってきております。

次に、空き店舗と起業家のマッチングをどのように行っていくかの質問でございますが、空き家につきましては、今年度に空き家バンク事業としまして全地区で実施した情報がございます。また、空き店舗につきましては、黒川商工会が実施しました商店街実態調査のアンケート調査や吉岡商店街現地調査の情報がございます。なお、空き店舗の情報につきましては、所有者に情報公開の意思確認後にホームページの空き家バンクに公開する予定としております。起業する方の情報につきましては起業者が黒川商工会や不動産業者、金融機関に相談することも多いことから情報の提供をいただくようお願いしているところでございます。さらに起業に伴い資金面の優遇措置であります大和町店舗取得改修推進事業補助金に関する資料を置いていただいているところでございます。

次に、吉岡商店街の目指すべき姿はどの質問でございますが、吉岡商店街を活性化するためには宮城大学によりますまちづくりコンテストにもありましたが、先祖が残してくれたすばらしい遺産などを活用してまいりたいと考えております。全国的に有名な島田飴まつりで島田飴を買った方が良縁に恵まれた実例やそのコメントなどをホームページに掲載することや、ことしから大和町で「運命の出会いパーティー、殿、婚活でござる」と題して実施するなどし、大和町は縁結びの町をPRしたいと考えております。さらに、全国で上映された「殿、利息でござる」で描かれている人々のために貢献するというおもてなしの心でイベントに取り組んでまいります。

また、平成29年度は伊達政宗生誕450年を迎えますことから宮城県で政宗公に関する史跡などを取り入れたツアーを計画しており、大和町でも県と協力しながら本町の魅力を伝えてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1件目なんですけれども、私も産業まつり等々今年度行かせていただいたんですけれども、やはり産業まつりはある程度通行動めをしていただいていたと思うんですけれども、まるごと市のあたりでは、たしかあのときは通行動めはしていなくて、私は小さい子供おりますので連れていくとやはり車が気になりましてどうしても町中を見るというよりは子供の安全に配慮しながら街歩きをしていると、それでなかなか何がどこにあるのかもじっくり見られないというところもございまして、それに関連してこの質問をさせていただいたところでございます。それからやはり産業まつりも参加させていただいたんですけれども、あれも余りにも通行動めの範囲が小ぢんまりし過ぎていて、今、割と街歩きとか皆さんテレビでもご存じだと思うんですけれども結構はやっていまして、そのまちの見つけられないようなところまで歩いていって、ああこういうのあるんだみたいな番組も随分やっております。やはりああいうイベント時にはもう少し通行動め区間の範囲を広げていただいて、そうすると子供さんが安心して、安心してまではいかないですけれども、子供さんも一緒に親も一緒に楽しめるんじゃないかなという意味でこの質問をしたわけなんですけれども、その辺町長いかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

安心してイベントに参加していただくということ、そのことは先ほども申しましたけれども、大変大切なことだと思っております。そういった中で通行どめということも一部やっているということでございます。産業まつりとか、島田飴まつりとか、1年に一遍といいますか、ああいった状況の中でやっているのは、あれも随分長い年月の中で定着して今警察からも認めてもらっている状況ですが、それにつけても距離についてはそういった制限がございます。先ほども申しましたとおり、例えば公共バスのルートをとめないようにするとか、一部とめても回って迂回ができるようにするとか、あるいはご存じのとおり、島田飴なんかはとっくにもう今ももうとめますという事前のPRといいますか、ああいったことをやるとか、そういったことの規制、規制といいますか、当然なんでしょうけれども、そういったものがあってなかなか延ばしてもらおうとか新たに通行どめにするというのは、これは警察署との協議になりますけれども、なかなか許してもらえないというか、そういう状況にあるのが現状です。

ことしのまほろば夏まつりにつきましても通行どめの区間は一部変えたんですけれども、それにつきましてもさまざまな課題をクリアして現状があるということで、できるだけ広くというふうにはおっしゃるとおり思いますし、安心の中で楽しんでもらいたいという気持ちは十分あるのですけれども、そういった規制があるからという、それをクリアするのが仕事だといえはそういうことではあるんですけれども、そういったものがなかなか厳しいものがあるというのが現実あるところでございます。その辺もご理解いただきたいと思います。街歩きということで、今もそのとおり、「利息でござる」のおかげでお客様来られておりますけれども、お客様によってはもう少し広い歩道があればねとかというお話も伺っております。なかなかその辺とめるまではいかないという状況です。

それから、まるごと市につきましては、定期的に毎月やっているものですから、その都度とめるということがこれまたなかなか、難しい話ばかりになって申しわけないんですが、できないということでもあります。今回少し場所を案内所のほうに移動して、安全な場所の確保ということでいろいろ工夫をしてもらっておりますが、なかなか全てをとめてというのについては、いろいろな課題があるということをおし上げさせて

いただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そうですね。やはりそういういろいろな難しい問題あるのは私も理解するところ
でございます。やはり、でも、イベントとかは子供さんが来ると親御さんも必ずついて
くるという利点というか、そういうのがございまして、やはり安心して子供を連れて
いけるというイベントであれば親御さんもいっぱい来ると思うんですね。子育て世代
もいっぱい入ってきていますし、その辺を考慮していただいて、例えば本当に歩行者
天国を提案させていただいたのはある程度とめておけば、この間産業まつりではす
ずめ踊りでしたか、宮城大のすずめ踊りなんかやられていましたけれども、今仙台あ
たりだと大道芸の方たちを呼んだりするイベントとかもございまして、あれですと屋根
もいらないし、ご迷惑をおかけすると思うんですけれども、少々の雨でもできると、
やはりある程度いろいろなイベント、島田飴も今町長おっしゃいましたけれども、関
連づけてそのときそのとき、その季節季節で連動させてやるべきだと私は思います。
どうしても私の今の本当の私見ですけれども、今の大和町のイベントというのは、単
発でぽんぽんぽんと降っている感じがして、やはり「殿、利息でござる」で
あるのであればいろいろ本当に連動させてやっていくべきでありますし、町活性化と
いうのであれば、やはりその町を歩いていただいて、本当はシャッター閉めている商
店街の方々もあらこんなに人が歩いているのならうちも何かやらなきゃとか、起業
家の方がいればこのぐらい人が歩くのであればやってみてもいいんじゃないみたい
なある程度そういう意識づけというか、そういうのが私は必要だと思うんですけれど
も、その点について町長いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった意識づけといいますか、鶏か卵かということになるかもしれませんが、
お客さんが来ることによって商店街が活性化といいますか、そういったことも

ありましようし、店があることによってお客さんが来るというか、そういうことで意識づけ、活気づけということは大切なことだと思っております。連続性がないということのお話もありますけれども、なかなか町として連続してやっていくというのはなかなか難しいところがあるところで、一つの起爆剤といいますか、そういったものをして、あとはみんなして継続してもらおうとか、そういった協力体制がないとなかなか継続していかないということもあると思っております。そういった意味では歩行者天国というのは一つの考え方だと思いますけれども、逆に道路ではなくて別な場所にしてしまうとか、そういうことも一つの方法なのかなと、商店街を意識して歩行者天国ということを考えておるわけですが、そういった形になってイベントとしての盛り上げをするためだったらもう少し違った場所でのというご意見もありますので、そういった両方の方向から考えてみる必要もあるのではないかと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ぜひ、いろいろなことを考えながら、やはりこういう歩行者天国という考え方もありますので、そういう選択肢を考えながら、本当に先輩議員も何度もこういう質問はされていると思うんですけども、やはり何となく見えてこなくて本当に批判するわけではないんですけども、最近アパートもかなり吉岡の商店街にふえてきて、うーんというこういう思いを持ちながらいるわけですので、なるべくシャッター通りではない商店街を目指すためにもそういうイベントの仕掛けという形もあるということを考えていただきたいと思っております。

それでは、2要旨目に入りたいと思います。

空き店舗とマッチングということでございますが、今のところ何らかの問い合わせとかアクションみたいなものはあつたりするのでしょうか。起業家の方とか。今のところ全くない状態なんですか。情報としてあるという答弁だったんですけども。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

起業家というイメージをどう捉えるかということもあると思いますけれども、空き店舗につきましては、町のほうでいろいろ補助といいますか、改修とかことをやっております。それについては2件ほど問い合わせといいますか、そういったものはございます。それがいわゆる議員考えている起業という言い方がいいのか、新しい商売を始めるといった言い方がいいのか、その辺はあると思いますけれども、店に関してはそういった動きはございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

2件ほどあるということで、本来に来年度、平成29年度から本格的に動いていく事業だと私は思っていたんですけども、ぜひ余りどのぐらいの優遇でやるかというのはなかなか難しいところだと思うんですけども、今年度私たちも産業建設常任委員会の視察で北海道に行かせていただいたんですけども、なかなか助成金が打ち切られるとそのお店をやっている人がいなくなっちゃうという実例もあったところがございます。やはりなるべく継続していただいてやっていただくというのが必要だと思いますので、この点については今後さらに情報を集めていただいて本当にいいマッチングをしていただいて長くやっていただきたいと思うところでございます。今後ともぜひ積極的に行っていっていただきたいと思うところでございます。

それから、次に移りまして、3点目のかなり大枠の質問をさせていただいたかなと個人的にも思っているところでございますけれども、この再質問に入る前に町長、11月19日の宮城大学のまちづくりコンテスト審査員としていらっしゃったわけですが、全体的な総評でもよろしいですし、個人的な感想でもよろしいんですけども、どのようにお感じになられたか一言いただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりコンテストには宮城大学の方々や多くの方々に参加してもらって、そしていろいろなご提案といいますか、やっていただきました。見る視点がいろいろある

んだなということ、あるいは我々が見逃しているといいますか、気づいていないとい
いますか、そういった部分の提案もあるんだなと、あるいは地区ごとのエリアエリア
での特徴をつかんだ提案もあったというふうに思っています。全てがそのままできる
ものではないということもあるかもしれませんが、ああいったコンテストとい
いますか、我々からすれば提案を受けたような感じになると思いますが、ああ
いったことは非常に我々にとって刺激にもなりますし、今からお茶をつくれとか言わ
れたときには、これどうしましょうと思いましたが、今から植えていくとな
ると大変なことになるので、あれが1番になっちゃったので困っちゃったんですけれど
も、ああいう発想というのがまたそれは一つ必要なだろうなと。富谷茶を飲んで味
は吉岡といって、お茶は富谷みたいなイメージがあったりしているんですけども、
そうではないんだよというのをあれはアピールできていいなと思っています。お茶に
ついては公社で前に七ツ森茶というのをつくっていた経緯があったのですが、余り売
れなかったというか、そういう苦いお茶もありました。いろいろ考え方だと思います
ので、ああいった提案いただいたことは大変我々にとってもいい勉強をさせてもら
えたということと、大変いい意見をもらったと思っています。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

私も本当にこういう外から見た見方があるんだなと1つはそう思ったんですけれど
も、もう一つは、外から学生が見ても大和町の中心は吉岡なんだなと、見ているな
というのが私の小さいころに吉岡が憧れで、チャリで行ってみたい、そういうイメ
ージを今の大学生も持つんだなと、地理的なあれもあると思うんですけども、その上
でやはり今の町長のご感想でも私はやっぱり吉岡の商店街活性化というところに行き
つくのかなと思うんです。新たにいらっしゃっている方も最近だと大型店舗とかだ
とある程度もうわかっていると、お店も余り変わらないということでやっぱりいろ
んな小さな商店街とかに行く方もいらっしゃるわけです。そのときに行くのは泉とか古
川に、その通りの大和町を歩いていただけなんです。これはもったいないなと、や
っぱりせっかく大和町に住んでいるのに何かみんな買い物に行くのはほかの地域に行く
よねという思いがございまして、いろいろお店の問題とか、年齢層どこを狙っていく
かという問題も出てくるとは思うんですけども、やっぱりもう一度吉岡の商店街を

どういう形になるかわかりませんが、ここで本腰を入れて人口もふえていますし、集客はできると私は思っております。ですからやはりもう一度吉岡商店街を復活させていただきたいと、その辺について町長お考えあればお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉岡商店街の復活ということで、本当にそのとおりだと思います。残念ながら今シッターが閉まっている傾向が多くなってきているんですが、ただ話戻ってしましますけれども、震災のときに実は商店街非常に人がいっぱいいたんです。こちらの南の方とか、そういった方々も商店街に買いに来られて、物がなかったからということもあるんでしょうが、あれだけ人がいてああいった流れというのがつくれるんだなという思いがああときしたことがありました。その後、なかなかそういったものが続かない状況でいろいろイベントとかもやっているわけですが、おっしゃるとおり吉岡の商店街というのは、「利息でござる」ではないんですが、あの時代からの歴史ある町ですし、また今回そういったことで人も随分来てもらっている、よその県の人ですね、大和町の人ではなくて、そういう状況ですので、ああいった流れというのは町の活気が出てくるといいますか、そういった意味でもぜひそうあってほしいと、しなければならぬんだなと思っております。吉岡だけが中心かということでは決してないとは思いますが、一つの商店街としての大和町の商店街という意味では吉岡の商店街が大きなウエートを占めているといえますか、そういったイメージのある場所ですので、新しいまちはまちとして、ああいった商店街というのは大事にしていかなければいけないと思っておりますし、今のままでは非常に寂しいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

まさに今私も本当に10代のころ、買い物というと吉岡に来てやっぱりいろいろなお店がありまして、特におもちゃ屋さんとかもホビーショップというところもございましたし、ゲームセンターみたいなところもありました。駄菓子屋さんもありましたし、

何より本当に、私鶴巣から行くんですけれども、やはり地域の人たち意外と声をかけてくれたり、そういうところも楽しくて昔を語ってもしようがないんですけれども、これからどういう形のまちづくりが本当に一番いいのかというのを考えていきながら、でも、そんなに時間がなくて、ある程度コンセプトを一つのこういうまちにするという、答弁書では島田飴まつりを中心にして縁結びの町という進め方もなるほどなど私も思ったところがございますけれども、やはり歴史のしっかりした町でありまして、物語が必ずそこにはいっぱいありますので、それを生かして考えていくとこれは割ときちっとできそうなイメージは湧くんですけれども、どういう形になるかというのが一番難しいところだと思うんですけれども、本当にこの間の富谷のスイーツイベント、私が聞いたところでは2万9,000人いらっしやったと、何でそんなに集まったんですかと言ったら、あれテレビ局が全部バックアップしてやってくれたんだと、宣伝から何から、大和町もぜひそういうのを使いながらも少し、余り大きくするのもいかなものかと思えますけれども、富谷も随分スイーツ買えない方がいっぱいいらして来年どうしようかというお話もあるようでございますけれども、それぐらいのうれしい悲鳴が聞こえるぐらいのイベントにするのであればやはりテレビ局、メディア、ソーシャルネットワーク、そういうものいっぱいございます。その辺のプッシュをもう少し強くしていくお考えはありませんか。

議 長 （馬場久雄君）

馬場議員、質問途中でありますが、ちょっと皆さんにお諮りしたいと思います。

会議時間の延長についてお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

引き続き答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろなメディアを利用してということで、利用できるものはどんどん利用していきたいと思っております。どこの放送局というわけでもないわけでございますけれども、たまたま今回は「殿、利息でござる」関係の方もおいでですし、今度皆さんにご報告まだしていなかったかもしれませんが、CM大賞というのがありまして、

大和町でもこの間出まして、審査員特別奨励賞というのをもらってきました。年間10回ではありますけれども、そのビデオが流れるということでございます。1月3日にテレビ番組放映ありますので、どうぞ皆さん見てもらいたいと思います。これはちょっと別な話でしたけれども、そういった形でそういったものももちろん活用していきたいと思っております。また、そういったことで利用したいとは思いますが、予算もかかるという話、富谷さんもかなりの投資だったように聞いていますけれども、そういった利用できるものはそういったいいながらも食欲に活用するといえますか、そういったことは必要だと思っておりますし、ああいったものの力の大きさは本当にすごいものがあります。ぜひこれは利用できるものはしっかり活用していければと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

使えるものは本当に使っていただいてまちづくりに生かしていただいて、やはり余り残された時間はもう少ないのかなと、やはりある程度人口減少が先に見えていまして、今のふえているうちに末永く残るような商店街にしていくということも大事だと思いますし、その辺を考えていただいて、よりよいまちづくりをなるべくスピーディーにやっていただけたら私もお手伝いできることはやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2件目の質問に移りたいと思います。

2件目は、インバウンド、いわゆる外国人観光客の誘致についてということでございます。宮城県も力を入れ始めておりますが、本町としての対応をどのように考えているか、町長のご所見を伺います。

- 1、外国人観光客への本町の取り組みは。
- 2、外国語の堪能な本町職員の把握をしているのか。
- 3、本町のホームページの外国語、英語や中国語などでございますけれども、そのバージョンを開設しては。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問ですが、初めに外国人観光客の誘致への本町の取り組みについてでございますけれども、平成28年度から宮城県におきましては経済商工観光部観光課に海外誘客推進班を設置いたしまして、外国人観光客の誘致に取り組んでおります。また、その県の主導で宮城県国際観光テーマ地区推進協議会を立ち上げておりまして、現在仙台市、白石市、大崎市、塩竈市、東松島市、多賀城市、石巻市、七ヶ浜町、松島町、利府町、蔵王町、南三陸町、柴田町の13市町が加盟しております。加盟するには町内の受け入れ先のハード面、例えば無線LANの設置とか、外国人観光案内所、宿泊先などや外国人との会話など、ソフト面の取り組み、さらには町の知名度や公共交通機関の整備、魅力ある観光資源が必要でございますが、残念ながらこれらの整備がまだ整っていない状況に大和町はあります。なお、本年に公開されました映画「殿、利息でござる」の上映に合わせまして数名ですけれども韓国、台湾、香港から外国人のお客さんも来てもらっております。

次に、外国語の堪能な本町職員の把握についての質問ですが、本町職員の中には英検資格を取得している職員が複数名いることは確認しておりますが、級別の人数や現在の英会話レベル程度など、詳細にわたっての把握は行っていないのが現状で、本格的に外国人観光客を受け入れる状況となった場合には職員による対応のみでは困難でありまして、英語以外の外国語についてはさらに困難な状況が予想されます。なお、町では今年度宮城大学で地域の方が学生と一緒に通常の授業を履修できます科目等履修生制度に参加しておりまして、世界が抱える共通課題についてグループディスカッションなどを取り入れながら英語で学びグローバルな問題について多方面から捉え考える力を養うとともに英語を読み聞きする力をつける科目でございますグローバルスタディーズというのがあるんですが、これを職員が受講してはおります。このように外部機関の研修等によりまして、職員個々の外国語の能力向上を図る機会を提供してまいりたいと思います。

次に、ホームページの外国語バージョン開設についての質問でございますが、本町のホームページは、本年4月にリニューアルをしまして、外国語対応はグーグル翻訳を使用しまして90カ国語の言語に対応しております。グーグル翻訳は、本町ホームページのアドレスを入力するだけで利用者が翻訳したい言語に翻訳を行えるグーグルの無料サービスでございます。テキスト翻訳のため、画像やボタンに埋め込まれている文字の翻訳はできませんが、インターネット環境さえあれば全世界のほとんどの人が

自国語で閲覧することが現在可能であります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、1 要旨目について再質問をしたいと思います。

今のお答えの中に大崎市、松島町、利府町という宮城県国際観光テーマ地区推進協議会に入っている町があるんですけども、本町と近接していますよね。どうも本町は何か最近は観光地に行く道路みたいな感じで「殿、利息でござる」はあったんですけども、何だかそれも忘れ去られて大和町は何か通り抜ける道路を持っている町みたいな、確かにへそになりますから大和町はどこに行くにも通っていく道になると思うんですけども、この中に本町が入っていないというのもちょっと寂しいなと思いつつながら、また答弁の最後のほうで「町の知名度や公共交通機関の整備、魅力ある観光資源が必要であります、それらの整備が整っておりません」とはっきり答弁をいただいたところなんですけれども、外国人の方々、今実はもうある程度何回も来ている方は大観光地はもう少し飽きて割と田舎のほうに行く傾向にあるそうでございます。宮城県のほうでも観光ルートは今からつくろうと、例えば松島から鳴子とか、松島から秋保とか、そういうルートをつくる予定もあるそうでございます。その中で本町もせっかく通っていく道があるので、何が本当に外国人の方に気に入られるかわかりませんので、こういう観光資源ないみたいな答弁は私もちょっとびっくりしたんですけども、何が外国人の方にとって観光のあれになるかわかりませんので、ある程度頑張ってみるといふか、こういうものがあるよというのを探しながら私はいろいろセツ森とかもあると思いますし、その辺、そういうお考えが町にないのかなと思ってしまったんですけども、その辺町長はいかがですか。お考えを。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっとこの文章、表現悪いんですね。私はだから「おりません」でなくて「いない状況にあります」と言ったんですが、それにしてもこの「ない」ようになってしま

って、ないということではなくて、整備がおくれているという部分があるということ
を申し上げたいと思いましたが、決して町に魅力がないとかそういうことではない
ということですので、よろしくお願いします。

この推進協議会に入るために無線LANとかそういったものが整っておるというこ
とが一つの条件ということで、それがまだ整っていないということですので。

何がお客さんに気に入ってもらえるかということについて、おっしゃるとおり決ま
り切ったものではなくて、そういった新しいものが好まれているという、新しいとい
いますか、自然とか、今、桜とか、雪とか、そういったものが東南アジアの方には気
に入ってもらっているというようなことを聞いております。したがって、柴田さんは
桜であるとか、蔵王は雪であるとかいう形の観光PRも進めておるようでございます
けれども、そういった中で大和町は七ツ森を代表とする自然ということももちろんあ
りますし、南川ダムとかもあります。そういったものを観光の場所といいますか、歴
史関係、そういったものでやっていくということ、これからも考えていかなければい
けないと思っております。ちょっと表現がおかしくて誤解をさせて申しわけなかつた
んですが、決してそういうことではございませんので、そこはご理解いただきたいと
思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そこは十分わかっているつもりで言ったつもりでございますので、今後とも本当に
外国の方、見るところ全く違う場合がございますので、何がその方に気に入ってもら
えるかわかりませんので、今あるもので対応することも私は十分可能なのかなと、そ
の辺ご努力いただければいいのかなと思っておりますので、今後ご検討をいただきたいな
と思うところでございます。

では、2要旨目に入りたいと思います。

これもつながってくるんですけども、私がお聞きしたかったのは、これも答弁書
結構苦しい答弁書だなと思ったんですけども、職員の方に外国の方を対応させる
という意味の質問ではなくて、本当に本町で多分職員採用試験なども行っていらっし
ゃったり、課長さんと職員さんのお話とかの中で、どのぐらいの人数の外国語の堪能
な方がいらっしやるのかなという本当に素朴な疑問と今後将来ちょっとこの趣旨から

ずれるかもしれないんですけども、今後将来外国人の方が気に入って住まわれるということもある程度想定されるということもある程度想定されるのかなと私は思うんですよ。そのときにある程度外国語の堪能な職員さんがいらっしゃって、そういう対応をされるような流れもつくっていかなければいけないのかなという思いがございまして、この質問をさせていただきました。どう伺ったらいいのかあれなんですけれども、全然把握していないという理解でよろしいんですか。この答弁になりますと。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

職員の英語能力の把握という部分については、きちっと把握しているものはございません。個々にこういうことをやっている、ああいうことをやっているという情報として全くないわけではございませんが、正式に英検何級ですかとかという調査をして持っているものではなくて、そういうものは町として調べて持っておりません。

ご承知のとおり、前ブラジルの方が1,000人規模で大和町に来ておられた、10年、15年ぐらい前ですか、ありました。あのときには私もポルトガル語で成人式のご挨拶をしました。全然わからないんですよ。ただ、それはあちらの通訳といいますか、仲介に入っている方々にご指導いただいてやったということなので、そういうことがあったりその都度、その都度職員もそういった対応を臨機応変にという言い方も悪いんですけども、中ではやっていると思うんです。ただ、正式な形での資格の確認といいますか、それは現在はやっていないというのが現状です。

議長（馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番（馬場良勝君）

そうですか。今後例えばそういう英語または中国語とか外国語をものすごく堪能な職員さんを採られる予定は全く頭にないですか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

英語を話せる人として採るといふか、そういった計画は現在ございませんが、採るに当たってそういう堪能な人がいればこれは大変ありがたいと思いますし、そういった人材はこれからおっしゃるとおり、いろいろなこれからグローバルな社会の中で出てきますので、そういった幅広い才能を持った人材を採用するということは大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ぜひ、今いらっしゃる職員さんの英語得意な方も私は中にはいらっしゃるんだと思います。把握をしていただいてせつかく持っていらっしゃるんですから有効に町としても使っていただけたらなと思うところでございます。また、本当に今町長がおっしゃったように今後グローバルな世界が間違いなく私も来るんだろうと思ってございます。いろいろな各国のいろいろな人種の方々が町に来るのかなと思いつながらもそれにやはり行政としては対応していかなければいけないと、言葉はわからないから置いておくということは、これはあつてはならないことだと私は思いますので、今後そういうもし仮に採用される職員さんで本当に得意な方がいらっしゃったら、それも頭に入れていただいて採用していただきたい、そう思うところでございます。

それでは、3要旨目に移りたいと思います。

3要旨目は、本当にこれも簡単に考えていただければいいと思うんですけども、ホームページが英語や中国語であると、特に中国語になると思うんですけども、検索エンジンにひっかかるそうなんです。グーグルだと多分今ある大和町のホームページを翻訳してくれるだけで、それは多分検索エンジンにひっかからず、やっぱり全体的に全てがそういう言葉になっていると中国の観光とかの検索エンジンにひっかかる、または英語でもそういう検索エンジンにひっかかるということですので、グーグルも確かに有効な手段だとは思いますが、これも先ほどの2要旨目につながるんですけども、もし外国語の得意な職員さんがいらっしゃるのであればホームページを外国語にするというのも私は非常に有効な手段だとは思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
検索エンジンにひっかかるというのはちょっとわからなかったんですけども、そういうこともあるんだなと思いました。

今はそういう形で切りかえればできることになっておりますけれども、そこまでできる人がいるかどうか、でも先ほど申し上げたとおり、宮城大学で今受講している人もいますので、そういったことも可能なのかなと思っておりますし、あと、町内に結構そういう堪能な方もおいでですので、そういった方々にご協力いただくということもやり方としてはあるのかなと思います。中国語翻訳というのは、どういうふうになっているのか、その辺は少し勉強させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

きょうは本当に町の商店街の活性化と外国人の観光客誘致ということで質問させていただきました。外国人の観光客誘致は、やはり今後何十年たったときに日本の人口が減ったときにやはりそこに観光地にお金を落としていってくれるのは、これからは外国の方に頼らざるを得ない部分もあるのかなと思ってございます。本当にこういうものはなるべく早目、早目に準備をしていただいて、ああ外国人ふえてきたから急にやらなきゃいけないという、そういう慌てることのないように今後執行部の皆さんに検討していただいて、本当によりよい大和町を目指していただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時20分 延 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員